少年非行に対する法的対応



少年非行に対する法的対応

第3回日中犯罪学 学術シンポジウム報告書

ご挨拶

日中犯罪学学術交流会会長 早稲田大学社会安全政策研究所所長

石川正興

日中犯罪学学術交流会の会長並びに早稲田大学社会安全政策研究所の所長 を務めてさせていただいております石川でございます。今回の討論会の主催 者側の一人として,一言ご挨拶を申し上げます。

日中犯罪学学術交流会は今回で3回を数えます。過去2回は北京で開催され、私ども日本側のメンバーが訪問する形を取ってまいりました。今回初めて日本で開催することになりましたが、ホスト側の準備の大変さと責任の重大さを改めて痛感した次第でございます。

過去2回にわたりホスト側として私どもを温かく歓迎していただいた,王 牧先生をはじめとする中国犯罪学学会の先生方に,まずはお礼を申し上げた いと存じます。それと同時に,今回中国から遠路はるばるお越しいただいた 訪日団の皆様に,私ども一同の歓迎の意をお伝えしたいと思います。

私どもの現在の心境は、まさに、「朋あり、遠方より来る、亦楽しからず や。」というところでございます。

ところで、今回の会場となっております「小野梓記念講堂」は、私が所属する早稲田大学法学部の「産みの親」とされる小野梓先生を記念して造られた、由緒ある建物です。数年前までは6号館と呼ばれる、いささか古びた建物の一角にありました。しかし、一昨年の2007年早稲田大学が迎えた創立125周年を機に、記念事業の一環としてこの場所に新しく建て換えられました。

また、小野梓記念講堂があるこの建物の1階から4階までの4フロアは、 早稲田大学大学院法務研究科という法曹教育のための専門職大学院が教室と して使用している空間です。

言うなれば、この建物は、早稲田大学における「法の殿堂」と呼ぶに相応 しい建物なのです。その建物において、中国からお越しの皆様とともに、日 中犯罪学学術討論会を開催できますことは、早稲田大学にとりまして、また 私個人にとりましても、大いに誇りとするところでございます。

さて、今回の討論会のテーマは、「少年非行に対する法的対応 | です。

日本では、1899年にアメリカのイリノイ州で制定され、その後全米各州に 広がっていった少年裁判所法の影響を受けて、1922年に少年法が制定されま した。1948年には、この法律が全面的に改められて、現行の少年法に取って 代わられました。

1970年代になりますと、少年法の改正を求める声が起こり、法務省、最高裁判所、日本弁護士会、そして学界を巻き込んだ一大論争が起こります。しかし、賛成論と反対論との折り合いがつかず、結局、改正は見送られることになりました。

その後,20世紀の間は大きな改正が行われずに経過しましたが,21世紀に 突入しますと,様相は一変します。

2000年、2007年、そして2008年と相次いで少年法を中心とする「非行少年対応に関係する法制」が改められることになります。この21世紀最初の10年間は、我が国の「非行少年対応に関係する法制」にとって、まさに「疾風怒濤」の10年と呼ぶことができるでしょう。

こうした一連の法改正の内容に関しましては、日本側の諸先生方の報告や、 それに関する質疑応答の中で触れられることになると思いますので、詳細は そちらに委ねたいと存じます。

なにはともあれ、非行少年対応に関する法制の「疾風怒濤」の時期にあっ

て,これをテーマに討論会が開かれますことは時宜に適ったことであると考 えます。

今日の討論会において日中両国の刑事政策にとって有意義な議論が交わされ、大きな成果が得られますことを期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。



ごあいさつ

中国犯罪学学会会長 王 牧

尊敬する西原先生,尊敬する石川先生,尊敬する上田先生,尊敬する佐伯先 生,ご臨席の皆様,おはようございます。

綿密な準備を経て、本日、第三回中日犯罪学学術討論会がここで開催されました。まず、ご出席いただいた皆様に心から歓迎と感謝の意を申し上げます。

今回の討論会のテーマは,「少年非行に対する法的対応」という非常に大きな意味を持つ課題です。

ご承知のように、少年非行は犯罪学理論研究において、重要な問題の一つです。実際には、少年非行に関心を持つことは犯罪学を生み出す主な原動力になったわけです。当時、まさに、厳しい犯罪情勢、特に少年犯罪及び再犯率の継続的な上昇に直面して、古典刑法が機能しない状況を機に、犯罪学は生まれてきたわけです。したがいまして、犯罪学理論は少年非行問題と緊密に関連付けられております。今日においても、少年非行問題は依然として世界各国に重視されている理論と実務の問題です。

中国において、犯罪学の理論界と実務界は少年非行問題及び少年司法問題における理論研究と法制度の構築をとても重視しております。中国犯罪学学会は、毎年一回総会を開催し、少年非行問題を度々総会のテーマに取り入れております。今年の8月に開催された総会のテーマも少年非行問題でした。

実際には、新しい中国の犯罪学理論研究は中国の青少年犯罪研究から始まったわけです。20世紀半ば頃から、悪化する青少年犯罪問題は中国社会及び政府に重要視され、1980年代初頭、青少年犯罪研究は犯罪学研究における最も重要な課題の一つとなりました。

新しい中国において、最初の犯罪学著書のほとんどは青少年犯罪に関連するものでした。30数年以来、中国の青少年犯罪問題における理論の研究および法制度の構築は、確実に進歩しており、中国の特徴も見えてきました。

一方、日本における少年非行と少年司法に関する理論の研究と法制度の構築は、中国に比べて遥かに早いです。理論の研究及び法制度の構築において、日本は豊富な経験を持っており、中国にとって大変参考になるところがありました。

今回の学術討論会は、中日両国の犯罪学理論、特に少年非行の理論及び 実務を促進することに必ず何らかの役割を果たすと私は確信しております。

中国犯罪学学会と日中犯罪学学術交流会の学術交流は今後も永続するだろうと思います。我々の活動に皆様方からさらなる関心と関与を寄せて頂くために、私はここで中国犯罪学学会について簡単に説明いたします。

中国犯罪学学会は、1992年に設立され、所管官庁は最高人民検察院と中国 法学会です。下には七つの専門委員会を設け、現在2,000人以上の会員を有 しております。犯罪学の専門研究者は主に各大学の法学の知識を持つ教員で すが、社会学と心理学の知識を持つ教員も段々増えてきております。実務家 は主に検察と警察から参加しており、裁判関係者は比較的少数です。

中国犯罪学学会と日中犯罪学学術交流会との学術交流は、まだわずか3年間という短い時間ですが、これまでの結果はとても満足できるものだと思います。私は、時間が経つにつれて、中日両国の犯罪学学術交流及び協力は双方の適切な人材による努力の下で、さらなる発展が期待できると考えております。

このように、中国犯罪学学会と日中犯罪学学術交流会との学術交流が、円 滑に実施され、そして目覚ましい成果も得たことについて、まず西原春夫先 生に感謝の意を申し上げなければなりません。西原先生に熱心に指導して頂 き、また育てて頂いたことこそ、今日の大規模な中日両国の犯罪学学術交流 に繋がったと思います。

また、私は財団法人社会安全研究財団による強力なご支援に感謝の意を申

し上げたいと思います。財団からは、双方の学術交流にご支援を頂くことだけでなく、日中組織犯罪共同研究プロジェクトにも強力なご支援を頂いております。現在、ご支援を頂いている二つのプロジェクトは共に円滑に進んでおります。私はこの場を借りで、中国犯罪学学会の全員を代表し、財団法人社会安全研究財団ならびに専務理事の上田先生に心からの御礼を申し上げます。

同時に、今回の学術討論会の企画と準備のために大変なご努力を頂いた石 川先生、日中犯罪学学術交流会及び早稲田大学社会安全政策研究所の皆様、 並びに早稲田大学関係部門の皆様に心から感謝の意を申し上げます。

そして、お忙しい中、ご出席頂いた皆様に感謝の意を申し上げます。 最後に、本日の学術討論会の成功をお祈り申し上げます!

2009年9月7日



第3回日中犯罪学学術討論会における挨拶

財団法人社会安全研究財団専務理事 上 田 正 文

皆さん、おはようございます。

ただいま、ご紹介を賜りました財団法人社会安全研究財団の専務理事の上田でございます。

本来なら、理事長の伊藤滋が御挨拶申し上げるところ、よんどころない事情により出席がかないません。私が代わって御挨拶いたします。

まず、今回の学術討論会を開催するに当たり、格別の御援助を賜った早稲田大学の関係者の方々に対し、厚く御礼申し上げます。又、この日のために中国からお越しいただいた中国犯罪学学会の王会長をはじめ、3人の報告者の先生方を含む訪日団の御一行に対し、深く敬意を表します。

さて、国の将来を担う少年の健全な成長は、すべての国家において最優先 の政治課題であり、社会問題であります。中国と日本においても、それは同 様であります。

日本では、社会の少子高齢化・高度情報化の進展などに伴って、少年犯罪が低年齢化し、また、凶悪化するなどの現象が生じております。これに対応して、国は、少年法を改正するなどの立法的措置を取るとともに、少年の非行を防止するために、家庭・学校・警察・数多くの地域のボランティアが連携をより一層強化するために努力をしております。

中国においても、日本以上に激しい社会状況の変化に伴って、少年犯罪が 悪質化・低年齢化するなどの現象が生じ、1984年には少年法廷が上海で創設 されたのを初め、1992年の未成年者保護法施行・1999年の未成年者犯罪予防 法施行などの立法措置を含め、国を挙げての努力が続けられていると聞いて おります。又、地域社会における努力も行われているとも聞いております。

今日,経済的に深い関係を有する両国が,このような状況にある中で,相 互にその少年犯罪への対応を学ぶことは,大いに有意義なことであると思い ます。

本日の討論会が実り多き成果を生むとともに中国と日本の犯罪学交流の更なる発展に寄与することを心から期待して私の挨拶といたします。

2009年9月7日

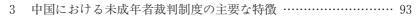


目 次

ご挨	拶石川正興…	·i
ごあ	いさつ	·iv
第 3	回日中犯罪学学術討論会における挨拶上田正文…	·vii
	77. + = A +	
	発表論文	
1	非行少年に対する法的対応システム	
	の現状と課題川出敏裕…	3
1	少年法の目的	3
2	非行少年の意義	4
3	少年法による手続の概要	5
4	少年法の基本理念	13
5	今後の課題	16
2	中国における少年犯罪の立法について張 旭…	17
1	中国の少年犯罪立法の概観	17
2	中国の少年犯罪立法の分析	22
3	中国の少年犯罪立法の前途	28
3	警察における非行少年の検挙・補導状況	
-	について ···········中尾克彦···	33
	Trusup	55

	はじめに	33
1	少年非行の概要	33
2	犯罪少年に係る事件の捜査	35
3	触法少年に係る事件の調査	37
4	ぐ犯少年に係る事件の調査	40
5	不良行為少年の補導	42
6	少年サポートセンターを中心とした少年の健全な	
	育成を図るための活動	43
	おわりに	·45
4	最近の未成年者犯罪の統計・データ的研究	
т	――現行刑事立法と司法問題の分析を結びつけて ······・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	が11川寺立仏と司仏田のグカ州と相び グロー 作 一作	40
1	未成年犯の数の急激な増加と未成年者司法機関の設置	46
2	未成年の犯罪者数、相対的刑事責任年齢の者による	
	犯罪絶対数の増加と刑事責任年齢の下方修正の問題	52
3	相対的刑事責任年齢の犯罪者数と責任範囲の限定	59
5	少年保護事件の調査・審判と保護処分の現状 小西晩和…	64
•	ラードルで学用の時点 番刊で 外でだがいがん い 日間日	04
1	はじめに	64
2	少年保護事件の調査・審判の現状	66
3	保護処分の現状	75
4	おわりに	78
6	中国における未成年者の裁判制度趙 国玲…	81
•	L 一	01
1	中国における未成年者の裁判機関の設立と発展	81

2	中国未成年者裁判制度の改革活動におけるメカニズムの探索	 84
Δ	中国不成千有級判則反び成革伯勁にわけるアカーへムの休系	04





発表論文



ず行少年に対する法的対応システムの 現状と課題

川出敏裕

1 少年法の目的

日本では、少年が犯罪を行った場合には、成人とは異なり、少年法に基づく特別な手続のもとで事件が処理される。これは、少年は、成人と比べて一般に未成熟であり、また可塑性に富むため、犯罪を行った場合でも成人とは異なる処遇をする必要性と合理性が認められるという考え方に基づくものである。日本において少年法という名称の法律が制定されたのは1922年であるが、第2次世界大戦後の1948年に、当時のアメリカにおける少年裁判所制度の理念の影響を強く受けた改正がなされ、現在の少年法が成立した。

少年法は、その第1条において、①少年の健全な育成のために、非行のある少年に対して、性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、②少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とすると定めている。このうち、②の部分は、刑法及び刑事訴訟法を補充修正するものにとざまるから、その中心は①の点にある。そして、少年の健全育成を謳ったこの文言には、少年法は、少年が行った過去の非行に対する応報として少年を処罰することを目的とするものではなく、その少年が将来二度と非行を行わないように少年を改善教育することを目的とするものだという基本的な考え方が示されている。少年法による手続、さらには、それに基づいて最終的に言い渡される処分は、過去ではなく将来を見据えて、少年の健全育成を図ることを目的としたものなのである。そこから、少年法に基づく手続は、一

般に、「少年保護手続」と呼ばれる。

2 非行少年の意義

少年とは、20歳未満の者をいう(少年法2条1項)。年齢の基準時は、特別の定めがないかぎり、行為時ではなく、処分の決定等の判断を下す時点である。したがって、非行を行った時には少年であったとしても、手続が行われる時点では成人になっている場合には、少年法は適用されない。

少年法による手続の対象は非行を行った少年であるが、ここでいう「非行」とは、少年法が非行として定義しているものに限られる。社会一般で非行として観念されているような行為がすべて含まれるわけではない。また、少年警察活動を規律する国家公安委員会規則である「少年警察活動規則」では、「飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為」をしている少年を不良行為少年と定義したうえで(2条6号)、それらの者を警察による補導活動の対象としているが、少年法上の非行少年は、これよりも狭い。これは、少年法に基づく様々な措置が、少年の健全育成を図ることを目的としたものであって単に少年を処罰するためのものではないとはいえ、場合によっては少年本人の意思に反してでもその自由を制限するという性格を持つものだからである。

少年法が対象とする非行少年は、犯罪少年、触法少年、虞犯少年の3種類である(3条1項)。このうち、犯罪少年とは、罪を犯した少年、触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。日本の刑法では14歳未満の者は一律に責任能力がないとされているから(41条)、その者による行為は刑法上の犯罪行為ではないが、少年法はそれも対象としているわけである。最後の虞犯少年とは、少年法3条1項3号が掲げる4つの事由(虞犯事由)のいずれかに該当し、且つその性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞れ(虞犯性)がある少年をいう。虞犯事由は、①保護者の正当な監督に服しない性癖があること、②正当な理

由がなく家庭に寄り付かないこと、③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と 交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること、④自己又は他人の特性を 害する行為をする性癖のあることであり、いずれもそれ自体は刑罰法令に触 れる行為ではない。このように、少年法では、行為者が刑事責任年齢に達し ていないために刑法上は罪とならない触法行為、さらには、犯罪構成要件自 体にも該当しない虞犯行為を行った少年も、その対象とされている。これが、 少年法が、過去の行為に対する処罰ではなく、将来に向かって少年を改善教 育し、その再非行を防止することを目的としていることの一つの表れである。

③ 少年法による手続の概要

非行少年が前述した3種類のうちのどれに該当するかによって、手続の流 れにも差異がある。

1 捜査と調査

犯罪少年による事件の捜査は、刑事訴訟法に則って行われる (40条)。若干の特則はあるが、成人の場合とほとんど差異はない。

これに対し、触法少年や虞犯少年による事件は犯罪ではないので、刑事訴訟法は適用されない。そのため、触法事件については、少年法の中に、その調査のための特別規定が置かれている(6条の2~6条の5)。他方、虞犯事件については、特別な規定は置かれておらず、そこから、調査の方法は相手方の同意に基づくものに限られる。

2 家庭裁判所への事件の送致

成人の事件と比較した場合の少年事件の特色がはっきりと表れてくるのは、 家庭裁判所への事件送致の段階からである。

(1) 犯罪少年

成人の刑事事件の場合は、原則として地方裁判所又は簡易裁判所が第1審

となるのに対し、少年による事件については、家庭裁判所が専属的な管轄権を持つ。家庭裁判所には、裁判官以外に、家庭裁判所調査官が配属されており、両者が共同して事件の処理にあたる。調査官は、その大部分が、心理学、教育学、社会学などの専攻者であり、法律家である裁判官とは別個の観点から非行少年が持つ問題性を探り、その改善更生のために最も適した処分を決定するうえでの役割をはたすことが期待されている。

成人に対する手続とのもう一つの大きな差異は、少年事件においては、捜査機関は、一定の嫌疑があるかぎり、原則としてすべての事件を家庭裁判所に送致しなければならないことである(全件送致主義)。刑事手続の場合は、検察官には、証拠が十分に揃った事件でも、特別予防の観点から、被疑者を起訴しない権限が認められているが(刑事訴訟法248条)、少年事件では、検察官が自らの判断で手続を打ち切ることはできない。

少年法がこのような制度をとっているのは、手続の目的が少年の健全育成を図ることにあるためである。つまり、それは、事件の客観的な側面だけをみるかぎり軽微なものであっても、それが少年の深い犯罪性の表れであるかもしれず、それをよく調査したうえで適切な措置を行う必要があること、そして、その調査と判断に最も適した機関は、そのためのスタッフを揃えた家庭裁判所であって捜査機関ではないという考え方に基づいているのである。

(2) 触法少年・虞犯少年

触法少年及び14歳未満の虞犯少年については、児童福祉機関から送致を受けたときに限って、家庭裁判所が調査、審判を行うことができる(3条2項)。これは、低年齢の少年については、まずは、強制的要素が弱く、児童の福祉を図ることを目的とした児童福祉法上の措置を取ることを考えるべきであること、そして、それでは不十分で少年法上の措置が必要な場合があるとしても、その判断は児童福祉の専門的機関が行うのが望ましいという考え方に基づくものである。そのため、警察が触法少年や14歳未満の虞犯少年を発見した場合には、直ちに家庭裁判所に送致するのではなく、まずは、児童福祉機関に通告ないし送致することになる。

3 事件の受理と調査

捜査機関あるいは児童福祉機関から家庭裁判所に事件が送致されると、家 庭裁判所がそれを受理する。刑事手続であれば、公訴が提起され裁判所が事 件を受理すれば、一定の準備手続を経て公判が開始されることになるが、少 年事件では、事件が受理されたからといって、刑事手続でいえば公判にあた る審判が当然に開かれるわけではない。

家庭裁判所に事件が受理されると、裁判官は、まず、捜査機関から送付さ れた証拠資料に基づき、少年が非行事実を行った蓋然性が認められるかどう かを判断する。そして、これが認められた場合でも、直ちに審判が開かれる のではなく,裁判官は、次に、調査官に対して、その少年がその性格や家庭 環境等にいかなる問題を抱えており、それを改善するためにはいかなる措置 が必要なのかについての調査を命じる(8条2項)。これを受けて、調査官は、 少年や保護者のほか、少年が通う学校の教員等との面接などを行ったうえで、 その結果を調査報告書のかたちにまとめて裁判官に提出することになる。ま た、調査の一つとして、少年の心身に関し科学的な専門技術を用いて行われ る診断である鑑別が実施されることもある。鑑別は、通常は、少年鑑別所に 少年の身柄を収容して行われる。

審判の開始と不開始

裁判官は、調査官からの報告、さらに、事件によっては少年鑑別所による 鑑別結果をもあわせ考慮して、審判を開くか否かを決定することになる。

少年審判における審判の対象は、その少年が非行事実(刑事事件の犯罪事実 に対応する)を行ったか否かだけではなく、その少年が将来再び非行を行う 危険があり、それを防ぐために少年を保護処分に付す必要があるか否かとい うことを含む。この要素を要保護性と呼んでいる。つまり、要保護性は、実 体法上は保護処分を課すための要件の一つであり、その手続面への反映とし て、手続法上は審判の対象となるわけである。したがって、少年が非行事実 を行ったことは認められても、少年が将来再び非行を行う危険はないという

ことであれば、その少年を保護処分に付すことはできない。これも、少年法が、少年による過去の行為を処罰することではなく、その少年が将来二度と 非行を行わないようにすることを目的としていることからの帰結である。

そうである以上,裁判所が審判を開始するためには,少年が非行事実を行った蓋然性とともに,要保護性が存在する蓋然性がなくてはならない。逆にいえば,それらが認められない場合には,裁判所は審判を開始しないという決定をすることになる。

要保護性がないという理由で審判不開始決定がなされる事例の中には,調査の過程において,調査官による少年への訓戒や親や教師との面接による環境の調整等の措置(保護的措置と呼ばれる)が行われた結果,要保護性が消滅したという理由によるものも少なくない。ここに現れているように,調査官による調査は,文字通りの調査のみを行っているわけではなく,そこでは,同時に,少年の改善教育のための一種の処遇が積極的に行われている。このように,手続の過程自体が少年の改善教育の場として位置づけられているところにも,少年の健全育成という少年法の目的が表れている。

このようにして、少年が非行事実を行った蓋然性があり、上記の意味での 調査を経たうえでもなお少年を保護処分に付す必要性が認められる場合に、 審判開始決定がなされ、審判が開かれることになる。

5 審判手続

(1) 審判の出席者

審判には、裁判官と少年のほか、少年の保護者、裁判所書記官、そして、原則として調査官が出席する。裁判官は、通常は1人であるが、非行事実の認定や処遇決定が難しい事件では、3名の裁判官による合議のかたちがとられることもある。

また、刑事事件の弁護人に相当するものとして付添人という制度があり、 これが選任されている場合には、付添人にも審判出席の権利がある。付添人 は弁護士である必要はないが、実際には大部分の事件で弁護士が付添人とな

っている。さらに、一定の重大事件で少年の身柄が拘束されている場合につ いては、国選による付添人制度が定められている(22条の3)。

また、2000年の改正により、一定の重大事件について、検察官の審判への 出席が認められた(22条の2)。しかし、検察官が出席できるのは非行事実の 認定のために必要な場合に限られているほか、裁判所が必要と認めたときに 出席させるのであって、検察官に出席権があるわけではない点において、刑 事裁判とは異なっている。

(2) 非公開の原則

少年審判は非公開である(22条2項)。これは、未成熟な少年の情操を保護 するとともに、公開によって少年の社会復帰が妨げられるのを防ぐことを主 たる目的とする。さらに、審判では少年や家族のプライバシーに関わる事項 を詳細に明らかにしなければならないため、その審理を秘密にすることで、 少年その他の関係者が情報を提供しやすくするという側面もある。

この原則の例外として、犯罪被害者の権利利益の保護の観点から、2008年 の改正により,一定の重大事件について,裁判所の許可を得て,被害者やそ の遺族が審判を傍聴する制度が導入された(22条の4)。

(3) 審判手続の基本構造

(a) 職権主義 日本の刑事事件の公判手続がいわゆる当事者主義構造 (対審構造) であるのに対して、少年審判手続は職権主義構造をとっている。 少年審判においてこのような審理構造がとられているのは、少年審判の目 的が、少年の責任を追及することにあるのではなく、少年が持つ問題を明 らかにし、その改善更生のために最適な処分を決定することにある以上、 関係者が対立し合う手続ではなく、家庭裁判所を中心に関係者が協力し合 う手続が適当であること、また、審判自体が一種のカウンセリング機能を 持った改善教育の場であるためには、裁判官自身が少年に直接に語りかけ ながら手続を進めていく形態が望ましいという考え方に基づくものである。 この手続構造は,検察官が審判に出席する場合であっても変わることはな く、検察官は審判の協力者と位置付けられている。

(b) 非形式性 少年審判は、過去の特定の非行事実の存否を認定するだけでなく、少年の問題性を発見し、その改善更生のために最も適した処分を決定することをも目的とするとともに、その手続自体が少年の処遇の場として位置づけられている。少年審判がこの機能を十分に発揮するためには、個別の事案に応じた柔軟な対応が必要であり、手続を厳格に定めることはその障害となりうる。そのため、少年法には、刑事訴訟法において詳細に定められているような、審判における証拠調手続や証拠法則に関する規定がほとんど存在していない。つまり、少なくとも少年法が制定された当時は、それは裁判官の裁量に任された問題であると考えられていたのである。

しかし、保護処分も少年の意思に反してその自由を制約するものであることは間違いないため、その後、少年審判においても適正手続を保障するべきだという見解が浸透し、伝統的な考え方は見直しを迫られることになった。現在の実務では、その観点から、少年に対する非行事実の告知と弁解の機会の付与、黙秘権・付添人選任権の告知、重要な証人に対する反対尋問の機会の保障等、少年の手続的権利の保障を図るための運用が行われている。

6 終局決定

審判が行われた後、少年に対していかなる処分をすべきかについての家庭 裁判所の判断が下されることになる。

(1) 不処分決定

少年が非行事実を行ったことが認定できない場合や、それは認定できるが、 少年に要保護性が認められない場合には、不処分決定が言い渡される (23条 2項)。

(2) 保護処分決定

非行事実が証明され、かつ、審判段階での保護的措置がなされたものの、 それでもなお少年に要保護性が認められる場合には、少年を保護処分に付す 決定がなされる。現行少年法における保護処分は、①保護観察、②児童自立支援施設又は児童養護施設への送致、③少年院送致の3種類である(24条1項)。このうちのどの保護処分に付すかは、基本的には、その少年の要保護性に応じて、すなわち、その少年を改善教育し、将来再び非行を行わないようにするためには、どの処分に付すことが最も適当かという観点から決定される。少年が行った非行事実の内容は、要保護性判断のための重要な一要素ではあるが、処分選択との関係ではその位置づけは間接的なものにとどまる。したがって、犯罪事実の内容が量刑において第一次的な役割をはたす刑罰とは、それが持つ意味合いが異なることになる。

(3) 検察官送致決定

保護処分は刑罰ではなく、また、家庭裁判所には、審判において少年に刑罰を科す権限は認められていない。しかし、家庭裁判所が、その少年に対しては保護処分ではなく刑罰を科すのが相当であると判断した場合には、事件を検察官に送致することができる(20条)。これを、一般に逆送決定と呼ぶ。

逆送決定は、死刑、懲役又は禁錮が法定刑として定められている罪の事件についてしかなしえない。これが形式的な要件であり、実質的な要件は、事件の罪質及び情状に照らして刑事処分が相当と認められることである。実務上は、少年が保護処分によってはもはや改善の見込みがない場合(保護不能)のほか、保護不能ではないが、事案の性質や社会への影響等から刑事処分に付す方がより相当な場合(保護不適)も、これに該当するとされている。例えば、極めて凶悪重大な事件などが保護不適の場合にあたる。

また、2000年の改正により、行為時に16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は、原則として逆送決定をしなければならず、ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、例外的に逆送決定をしなくてもよいとする旨の規定が置かれた。これが原則逆送制度と呼ばれるものである。これにより、一定の重大犯罪に対しては、逆送について、それ以外の罪とは

異なる取扱いがなされることとなった。

家庭裁判所による逆送決定がなされると、それを受けた検察官によって事件の起訴がなされ、成人による刑事事件と同様に、刑事訴訟法に基づいて公判審理が行われる。被告人が少年であることによる特別な手続は存在しない。したがって、例えば、公判は公開されることになる。成人の場合と差違があるのは、手続ではなく言い渡される刑罰のほうであり、例えば、行為時18歳未満の場合は死刑を言い渡すことはできず(51条1項)、他方、懲役・禁固刑について、成人の場合には存在しない不定期刑の言渡しが認められている(52条)。

7 上訴

家庭裁判所による保護処分の決定に対しては、少年、その法定代理人、付添人が、決定に影響を及ぼす法令違反、重大な事実誤認及び処分の著しい不当を理由に、高等裁判所に対し抗告をすることができる(32条)。これに対し、検察官は、審判に関与した事件について、非行事実の認定に関して、決定に影響を及ぼす法令違反、重大な事実誤認があったことを理由として、高等裁判所に抗告受理の申立てができるにとどまる(32条の4)。

なお、少年が保護処分決定を不服として抗告した場合でも、抗告は保護処分の執行を停止する効力を有しない (34条)。それゆえ、例えば、少年が自分は非行事実を行っていないという理由で、家庭裁判所の少年院送致決定に対して抗告を申し立てたとしても、少年院に収容されることもありうる。刑事手続においては、有罪判決が確定しないかぎり刑罰が執行されることはないから、ここにも両手続の大きな違いがある。少年法がこのような制度を採用しているのは、保護処分が教育的処分であることから、その専門的機関である家庭裁判所がその必要を認めて保護処分に付した以上は、それを迅速に執行すべきであって、少年が争っているからといって空白期間が生じるのは望ましくないという考え方にも基づくものである。

4 少年法の基本理念

1 非行の統制原理

以上のとおり、少年法は、その手続過程及び最終的に言い渡される保護処分を通じて、非行を行った少年を改善教育し、その少年が将来再び非行を行わないようにすることを目的としている。このこと自体は明らかであるが、そのうえで、そもそも、少年の改善教育とそれによる再非行の防止のための一連の措置が、何のために行われ、いかなる理由により正当化されるかという点については、なお見解の対立がある。これは、少年法の基本理念、ひいては、少年法という法律の性格に関わる問題であるが、これについては2つの対極的な考え方がある。

その1つは、少年法に基づく措置は、あくまで非行を行った少年自身の利益を図るために認められるとする考え方である。つまり、非行を行った少年は、未成熟であるがゆえに十分な判断能力がなく、そのまま放っておくとさらに非行を繰り返し、まっとうな人生を送ることができなくなる可能性があるので、そうならないよう本人の利益のために国家が介入するというわけである。いわゆる保護原理(パターナリズム)に基づいて、非行少年に対する国家の介入を基礎づける見解である。

成人犯罪者と区別して非行少年を特別に扱う裁判所が創設されたのは、1899年にアメリカのイリノイ州クック郡に少年裁判所が創設されたのが最初であるとされるが、当時、その理論的基礎とされたのは、いわゆるパレンス・パトリエ(国親)思想であった。そこでは、非行少年に対する手続は、国がその親に代わって少年を保護、教育するものだとされた。つまり、非行を行った少年については、家庭での監護教育がうまく機能していないので、国が親に代わって親権を行使し、少年のために本来親がすべき一定の措置を行うというわけである。こうした考え方の帰結として、少年裁判所が扱う対象には、犯罪を行った少年だけではなく、深夜徘徊や飲酒等の不良行為を行

った少年, さらには, 親による遺棄や虐待を受けた少年も含まれていた。これらの少年は等しく国家による保護を必要とするからである。

このパレンス・パトリエ思想の中に、保護原理の考え方が典型的に現れている。現行少年法の制定には、当時なおアメリカで優勢であったパレンス・パトリエ思想に立脚した連合国総司令部の意向が強く影響したとされており、現行少年法による手続を保護原理によって基礎付ける見解は、そうした歴史的経緯も踏まえて主張されているのである。

この考え方によれば、保護処分は、あくまで少年の利益のために課される ものであり、少年が行った過去の行為を非難するものではないから、その意 味で制裁ではありえない。したがって、保護処分と刑罰とは全く異質な処分 であることになる。そして、少年法は、児童福祉法と同様の意味で、子ども の福祉を図るための法律として位置づけられることになる。

これに対して、もう1つの考え方は、国家による介入の根拠を、少年が非行により他者の利益を侵害した点に求め(侵害原理)、少年の改善教育とそれによる再非行の防止を、刑罰の目的としての特別予防と同様に捉えたうえで、少年法の目的を少年による再犯の防止を通じた社会の安全の確保にあるとするものである。これによれば、少年法は明確に刑事司法制度の一部として位置づけられることになる。これは、ドイツなどの大陸法系の諸国でとられている考え方である。

この考え方のもとでは、保護処分は、少年による過去の非行に対する非難を前提として、それに対する制裁として課されるものであることになる。その意味で、保護処分は刑罰と同質のものであり、少年の責任能力の程度がその質において成人に比べて相対的に低いことや、少年が可塑性に富むことを考慮したうえで置かれた、いわば特別の刑罰とでもいうべきものと位置づけられることになろう。

2 現行少年法の法的性格

前述したように、その制定経過から、現行少年法が、その当時のアメリカ

の少年裁判所の理念とされていたパレンス・パトリエ思想の影響を受けてい ることは明らかである。その内容を見ても、少年の健全育成を目的として掲 げ、検察官から審判への関与権を奪ったうえで、専門的なスタッフを抱える 家庭裁判所が少年の要保護性に基づいた保護処分を課すという制度の枠組み は、パレンス・パトリエ思想になじむ。

しかし、他方で、現行少年法は、そもそも、その対象を犯罪少年、触法少 年、 虞犯少年に限っており、 アメリカの当時の少年裁判所のように要保護少 年一般を対象とはしていない。また、パレンス・パトリエ思想は、少年に対 する保護処分と刑罰とを全く異質で相いれないものとするところから出発す る。これに対し、少年法の中には、逆送後の刑事手続及び刑罰に関する規定 も含まれており、そこにも少年法1条が掲げる少年の健全育成の理念が同様 に妥当するとされている。つまり、現行少年法においては、刑事司法制度と いう枠内で保護処分と刑罰とが並存するかたちになっているのであり、それ は、純粋な意味でのパレンス・パトリエ思想に基づく制度とは異なったもの である。

このように、少年法が純粋な意味での福祉法ではなく、犯罪との関連性を 持った刑事政策立法である以上、それによる介入を保護原理のみで説明する ことには無理があり、侵害原理がその根拠となっていることは否定しがたい。 それゆえ、現行の少年法においては、侵害原理と保護原理がともに国家によ る介入の根拠とされていることになる。この両者は排斥しあうものではなく、 いずれもが、少年の改善教育を通じた再非行の防止のための措置を正当化す るものである。そして、侵害原理に基づく範囲においては、刑罰と保護処分 は共通性を有するが、応報や一般予防をも目的とする刑罰とは異なり、保護 処分はあくまで特別予防を目的とするものである点に,両者の差異が認めら れることになろう。

5 今後の課題

現行少年法は、1948年の成立以来、50年余りにわたって、実質的な改正も一度も経験することなく継続したが、この10年の間に3度にわたる改正を受けた。これらの改正は、それぞれに異なる内容を持つものであり、その背景も一様ではないが、それらに共通する改正要因の1つは、非行事実の正確な認定のためには既存の手続の改善が必要だとする考え方が浸透したことであった。そして、それとならんで改正を促した大きな要因として2つの点を挙げることができる。その一つは、刑事司法全体の厳罰化傾向に対応した少年犯罪に対する厳罰論の高まりであり、もう一つは、犯罪被害者への社会的関心の高まりに対応した、少年犯罪による被害者の権利利益の保護の要求である。この2つの観点は、少年法の基本理念とされてきた少年の健全育成とは必ずしも相いれず、むしろ、それと対立する側面が強いものであったが、一連の改正は、それらの要請を踏まえつつも、少年法の基本理念を変えないという前提で行われた。少年法の存在意義という観点からは、この2つの要求がなお納まりをみせていない中で、運用及び今後の立法において、これまでの基本姿勢を維持していくことができるのかが問われている。

これとは別に、現在、具体的な課題として浮かび上がっているのは、事件が家庭裁判所によって逆送され、刑事裁判になった場合の取扱いを改善するべきでないのかという問題である。その背景には、現行法のもとでは、刑事手続に移行すれば、その手続面においてはほぼ成人と同様に扱われるため、少年保護手続と刑事手続とのギャップが非常に大きいという現状があり、それが原則逆送制度の導入によって一層際立つ結果となっている。非行少年の改善更生による再犯の防止という観点からは、逆送後の刑事手続さらには刑事処分まで見据えた制度設計を考えなければ不十分であることは明らかであり、例えば、少年の刑事裁判の非公開化や、刑務作業を一律に義務付けている懲役刑の見通しなどの検討が必要となってくるであろう。

2

中国における少年犯罪の立法について

張 旭

中国において、少年犯罪は通常、未成年人犯罪と表記される。疎通の便宜 上、本文は未成年人犯罪を少年犯罪と直接表記する。改革開放以来、中国は 伝統社会から現代社会への転型を開始している。社会の転型は社会構造や利 益グループの分化を激化させ、自己意識の覚醒を促し、成功を獲得したい 人々の内心の欲求を強め、文化的衝突と社会矛盾を激化させ、更に進んでま た犯罪の発生と蔓延を助長している。これに応じて、少年犯罪にも重大化へ の態勢が現れている。少年の心身発育の特殊性に鑑み、各国では、少年犯罪 の処罰原則、処遇措置、裁判制度及び刑罰執行の面に対して多くの特殊な規 定をもっている。中国の刑法や刑事訴訟法にもこれに対して関連規定がある。 またある学者が中国の少年裁判制度を専門に紹介していることから、私は、 中国の少年犯罪の刑法規範をめぐって三つの問題を語るにすぎない。

1 中国の少年犯罪立法の概観

少年犯罪に対する中国現行刑法の規定は、かなり簡単であり、言及する条 文は二つ、即ち第17条と第49条があり、内容は少年の確定、刑事責任年齢の 区分及び少年犯罪の処罰原則に及ぶ。

(1) 少年犯罪の確定

中国の刑法理論では,少年犯罪の確定に対して認識上の違いが存在する。 例えば,いくらかの人は,少年を教育し救済する趣旨から,少年犯罪の年齢 の起点を適切に引き上げなければならないこと、即ち、16歳乃至20歳の者が 実行する犯罪を少年犯罪であると見なすべきと考える。いくらかの人は、 人々の生活水準が高まり、人々の認識能力と発育程度が普遍的に早まるのに 伴い、少年犯罪の起点も適切に前倒しして、13歳乃至18歳の者が実行する犯 罪を少年犯罪とすべきことを提出するよう考える。理論上争いはあるが、立 法はこれに対して明確に限定する。現行刑法第17条の規定に基づくと、中国 の少年犯罪は、14歳乃至18歳の者が実行する犯罪を指す。

(2) 刑事責任年齢の規定

現行中国刑法第17条の規定に基づくと、刑事責任年齢は三段階に分かれる。 即ち、

第一は、刑事責任を全く負わない年齢段階である。中国刑法第17条は、「16歳以上の者が罪を犯すときは、刑事責任を負わなければならない」と規定する。同時に、14歳以上16歳未満の者が罪を犯すときは、一部の犯罪に対してのみ刑事責任を負うと規定する。これに基づくと、14歳未満の少年は、どのような法益行為を実行するかに関わらず、いずれも刑事責任を負わない。しかし、14歳未満で刑事処罰を与えないが、社会に危害を及ぼす行為を実行した者に対しては、家長又は保護者に責任をもってしつけを行わせるべきであり、また現実の状況に基づき政府が収容して教化してよい。

第二は、相対的に刑事責任を負う年齢段階である。中国刑法第17条第2項は、「14歳以上16歳未満の者が、故意による殺人、故意による重大な傷害致傷又は致死、強姦、強盗、毒物販売、放火、爆炸、毒物混入の罪を犯すときは、刑事責任を負わなければならない」と規定する。これにより、14歳以上16歳未満は、相対的に刑事責任を負う年齢段階である。2002年7月24日の全人大常務委員会法制工作委員会の「14歳以上16歳未満の者が刑事責任を負う範囲の問題に関する回答意見」に基づくと、刑法第17条第2項の規定する八種類の犯罪は、具体的罪名でなく具体的犯罪行為を指すと説明することが必要である。刑法第17条に規定する「故意による殺人、故意による重大な傷害

致傷又は致死」とは、殺人・傷害の行為を故意に実行し、且つ、人を重傷又 は死亡の結果に至らしめさえすれば、いずれも刑事責任に付すべきことを指 す。

第三は、刑事責任を完全に負う年齢段階である。中国刑法第17条第1項は、「16歳以上の者が罪を犯すときは、刑事責任を負わなければならない」と規定する。従って、16歳以上は完全に刑事責任を負う年齢段階である。もちろん、完全に刑事責任を負うことを意味していない。

(3) 少年犯罪の処罰原則

中国刑法は、少年犯罪に対して寛大に処罰する原則を確定しており、具体 的には次の二つの面に表われる。

一つは、少年犯罪に対しては一律に寛大に処罰しなければならないことである。中国刑法第17条第3項は、「14歳以上18歳未満の者が罪を犯すときは、軽く処罰し又は処罰を減軽しなければならない」と規定する。この条項は、少年犯罪の処罰に対する総体的指導原則であると理解することができる。この原則は、先ず、少年犯罪の刑罰的処罰に対する「必減主義」の立場を明確にしている。即ち、少年犯罪でありさえすれば、刑の裁量時において軽く処罰し又は処罰を減軽しなくてはならない。次に、少年犯罪に対して刑を裁量する時、結局、軽く処罰するか処罰を減軽するかは、裁判官に一定の裁量の余地があり、裁判官は少年が実行した犯罪行為、犯罪の情状、もたらされた結果及び犯行後の態度に基づき判決を下すことができる。

もう一つは、少年犯に対しては死刑を適用しないことである。近年来、刑法学界にはずっと死刑の制限や死刑廃止すら提唱されているが、当面の中国刑法から見ると、死刑は依然として重要な刑種である。しかし、少年犯罪に対しては、中国刑法は死刑を適用することができないと明確に規定する。中国刑法第49条は、犯罪時に18歳未満の者は死刑を適用しないと規定する。立法が「犯罪時に18歳未満」を強調するのは、行為者が行為を実行した時に18

歳未満でありさえすれば、例え被告人が裁判時に既に18歳以上でも死刑を適用することはできないことを意味している。その上、「死刑を適用しない」というのは、死刑の即時執行を適用することもできなければ、また死刑の二年の執行猶予も適用することができないことを物語っている。

指摘することが必要なように、現行刑法が以上の三つの面に対して明確に 規定する外に、最高人民法院と最高人民検察院の司法解釈の中にも少年犯罪 に関する若干の内容が存在する。例えば、2006年の最高人民法院「未成年者 の刑事事件を審理し法律を具体的に適用する問題に関する解釈」(以下、『解 釈』と略す)は、少年犯罪の処理に対して多くの具体的な要求を提出してい る。その中の主なものは、以下のとおりである。

- 1. 未成年犯に対して刑を適用するには、未成年犯の教育と矯正に有利であるか否かを十分考慮しなければならない。未成年犯の量刑に対しては刑法第61条の規定によるとともに、未成年者が犯罪行為を実行した動機と目的、犯行時の年齢、初犯であるか否か、犯行後の悔悛の態度、個人の成長過程及び一貫した態度等の要素を十分に考慮しなければならない。管制、執行猶予、罰金の単科刑又は刑事罰免除の適用条件に該当する未成年犯に対しては、法により管制、執行猶予、罰金の単科刑又は刑事処罰免除を適用しなければならない(『解釈』第11条)。
- 2. 未成年者の犯罪は犯行が極めて重大であるとき、初めて無期懲役を適用することができ、14歳以上16歳未満の者の犯罪に対しては、一般に無期懲役に処さない(『解釈』第13条)。
- 3. 刑法が政治的権利の剝奪を附加し「なければならない」と規定する場合を除き、未成年犯に対しては、一般に政治的権利剝奪の附加に処さない。もし未成年犯を政治的権利剝奪の附加に処すなら、法により軽く処しなければならない。訴えられた犯罪の実行時に未成年であり、裁判時に既に成人である犯罪者に対しては政治的権利剝奪の付加に処し、前項の規定を使用する(『解釈』第14条)。
- 4. 未成年犯が実行し、刑法の規定する財産没収又は罰金を「併科する」

犯罪に対しては、法により然るべき財産刑に処しなければならない。未成年犯が刑法の規定する財産没収又は罰金を「併科することができる」 犯罪を実行することに対しては、一般に財産刑に処さない。

未成年犯を罰金刑に処すときは、法により軽く処罰し又は処罰を減軽するとともに、犯罪の情状に基づき、罰金を納付する能力を総合的に考慮し、罰金の額を確定しなければならない。但し、罰金の最低額は500人民元を下回ってはならない(『解釈』第15条)。

- 5. 未成年犯に対して刑法第72条第1項の規定が該当するときは、執行猶予を宣告することができる。もし同時に次に掲げる事由の一つがあり、それに対して執行猶予を適用しても再び社会に危害を及ぼさないことが確かなときは、執行猶予を宣告しなければならない。(1)初犯であること、(2)被害者の経済的損失を積極的に返還し、又はこれを賠償すること、(3) 監護・教育援助の条件を備えること(『解釈』第16条)。
- 6. 未成年犯はその犯した犯罪行為に基づき,拘役,三年以下の有期懲役に処すことができ,もし罪を悔いる態度が良好であるとともに,次に掲げる事由の一つがあるときは,刑法第37条の規定により刑事処罰を免除しなければならない。(1)聾者若しくは啞者又は盲人であること,(2)過剰防衛又は過剰避難,(3)犯罪の予備,中止又は未遂,(4)共同犯罪における従犯,強要犯,(5)犯罪後自首し又は立功態度があること,(6)その他犯罪の情状が軽微であり,刑に処す必要がないこと(『解釈』第17条)。
- 7. 未成年犯に対する減刑,仮釈放は,基準を掌握した上で成人犯と比べ 法により適度に緩和することができる。

未成年犯が罪を認めて法に服し、監理法規を遵守し、学習と労働に積極的に参加することができるときは、即ちに「確かに悔い改める態度がある」と見なして減刑することができ、減刑の幅は適度に緩和することができ、間隔の時間は相応に短縮することができる。刑法第81条第1項の規定に該当するときは、仮釈放することができる。

未成年犯が刑に服す期間内において既に成人になったときは、その減

刑や仮釈放に対して上記の規定を準用することができる(『解釈』第18 条)。

8. 16歳以上18歳未満の者が財物を窃取し強奪する等の刑法に抵触する行 為を実行するが、情状が軽微であり、未だ重大な結果をもたらしていな いときは、犯罪と認めない(『解釈』第6条,第7条,第9条)。

通用している法学理論に照らすと、司法解釈は立法の範疇に入れることは できないが、有権解釈に属し、司法の実践にとって強い指導的意義を備えて いる。よって、刑法の重要な補充として、司法解釈の内容について我々は十 分な注意を払うべきである。

2 中国の少年犯罪立法の分析

少年犯罪に関する上記の刑罰規定から、中国刑法の中で少年犯罪に及ぶ規定は少なく、規定は簡略化されているが、少年犯罪の範囲に関する中国刑法の画定、刑事責任年齢に関する区分は、いずれも少年の心身の発育状況を十分に考慮し、少年の認識能力及び行為自制能力に対して合理的なレスポンスを行っていることを見て取ることができる。少年犯罪の処罰原則に関する中国刑法の規定、特に1997年刑法において少年犯罪の死刑適用を全面的に廃棄したことは、また少年犯罪に関する国際刑事立法の世界的潮流に順応しており、少年犯に対する救済・保護の精神を基本的に具現している。この外、少年犯罪の法律適用に対する司法解釈の具体的要求は、少年犯に対する保護の範囲をいっそう拡大し、少年犯に対する保護の度合いを引き上げている。この努力は認めなければならないものである。

これと同時に,我々はまた中国の少年犯罪立法に存在する明らかに足りないところに注意する。その中で主なものは以下のとおりである。

(1) 少年に対する特殊な司法保護が十分に具現されていない

未成年者は人の生命循環の中で一つの個性が形成される相対的に限定された時期であり、生理的発育・心理的発育がアンバランスであることから、生理的欲求と社会的期待への適応には自己調整能力の間において明らかな衝突が存在することになり、同時に、未成年者は年齢上の原因から、経過してきた社会化の過程にはかなりの限界があり、犯罪が社会規範に違反するその他の行為と区別される特殊な社会的危険性に対する彼らの認識は、総体的には曖昧で、無知ですらある¹)。これらの少年犯罪に現れる特徴は、罪を犯した少年に対する刑事的規制を決定し、実体法の中では、成人犯罪に向うのと同様に規定することはできず、教育・救済を主としなければならず、手続法においても、成人犯罪のように普通の刑事司法手続きを適用することはできず、少年に対する特殊な司法保護を突出させなければならない。

しかし、中国現行法典から見ると、その時に成人犯罪に典型的に対処する 法典を否認することはできず、それは総体的な制度設計において少年犯罪の 特殊性を十分に考慮したことがなく、また「教育を主とし、懲罰を補とす る」少年犯罪の処理原則を終始貫徹したこともない。現行刑法は少年犯罪に 対する総体的配慮を欠くことから、少年の特殊な保護に関わる多くの内容、 例えば刑法の少年の減刑・仮釈放制度、少年の前科抹消制度等は、いずれも 刑法の中に具現されていない。同時に、犯罪少年に特殊な保護を与えるとい う理念的支えを欠き、また少年犯罪に独自に適用する特殊な規定を欠くこと から、司法要員が刑法の適用過程において少年の特殊性を十分考慮しないこ とは免れ難く、少年に対する特殊な司法保護の効果は理想的ではない。

(2) 少年犯罪に関する刑法の中の規定は粗雑すぎる

現行中国刑法から見ると、少年犯罪に関する条文は少なく、幾人かの学者は「一個半」条文と称する。規定の内容から見ても、単純で抽象的すぎ、運用性はかなりよくない。例えば、中国は一貫して少年犯罪に対する「教育を主とし、懲罰を補とする」指導原則を堅持し、これは、1995年「公安機関が

未成年者の違法犯罪事件を処理する規定」、1992年に施行された『中華人民 共和国未成年者保護法』及び1999年11月施行を開始した『中華人民共和国未 成年者犯罪予防法』の中に明確に表れている。現行刑法の未成年者の犯罪に 関する条文もこの精神を具現しようと試みるが、規定が原則的で簡単すぎる ことにより、この指導原則を貫徹する効果は大いに割り引かれる。例えば、 現行刑法第17条第3項は、「14歳以上18歳未満の者が罪を犯すときは、軽く 処罰し又は処罰を減軽しなければならない」と規定するが、刑法の中では少 年犯罪に対して如何に、及びどのように軽く処罰し又は処罰を減軽しなけれ ばならないかは更に明確にされたことはなく、現行刑法はまた基本的には成 人犯罪を基準とし、このようであると、少年犯罪事件に対する定罪と量刑の ときには、刑法の一般規定により処理する他なく、少年犯罪の特徴を具現す る手立てはない。いくつかの具体的問題に及ぶとき、例えば少年累犯に対し て如何に確定しなければならないか、少年犯に対して財産刑を適用すること ができるか否か、少年の執行猶予の適用を如何に把握しなければならないか、 等々は、問題が更に突出する。

(3) 司法解釈の越権には、罪刑法定の原則に違反する疑いがある

前述したように、当面中国刑法の少年犯罪に関する規定は非常に簡潔であり漠然とし、運用性はよくない。刑法観念の変化と少年犯罪に対する認識の深まりに伴い、少年犯の司法保護を強化することは既にゆっくりと共通認識となっている。このように、「教育を主とし、懲罰を補とする」原則を如何にして司法実践の中へ貫徹し結実させるかが、関心の重点となっている。前で取り上げた最高人民法院が2006年に登場させた『解釈』は、この面でなされた努力である。『解釈』が少年犯罪者の司法保護を強化し、少年犯罪事件を処理する基準を明確にし、「教育を主とし、懲罰を補とする」原則を真に貫徹させる面で重要な役を演じ、重要な作用を発揮していることを否定することは許されない。しかし、多くの学者が見ることになるように、司法解釈の主体は最高人民法院と最高人民検察院であり、それらは立法機関ではなく、

彼らの行う解釈は一定の拘束力を備えているが、司法解釈は永遠に立法の一 部になることはできない。しかし目前のことから見ると、いくつかの司法解 釈の内容は既に司法解釈がカバーし得る範囲を超えている。例えば、『解釈』 第6条は、「14歳以上16歳未満の者が偶然幼女と性行為を発生させたが、情 状が軽く、未だ重大な結果をもたらしていないときは、犯罪と認めない」と 規定する。幾人かの人は、この解釈は罪刑法定原則に違反し、刑法が幼女を 保護するのに不利であると考える。更に、『解釈』第13条の、未成年者の犯 罪は犯行が極めて重大であるときに初めて無期懲役を適用することができる こと、14歳以上16歳未満の者の犯罪は一般に無期懲役に処さないことに関す る解釈も、立法に僭越する形跡がある。司法解釈の出発点は少年の司法保護 を強化しようとすることであるが、 罪刑法定主義が既に全世界の信奉する基 本原則となった今日においては、司法解釈の越権は明らかに不適切である。

(4) 少年犯罪に対する処罰は厳しすぎる

指導原則の上から言うと、我々は「教育を主とし、懲罰を補とする! 方針 をずっと堅持しているが、刑法の領域では、この原則ははっきりとは具現さ れず、総体から見ると、現行刑法は少年犯罪に対して処罰が厳しすぎる。

第一、少年犯に対する処遇措置が単一であり、基本的には刑罰、特に監禁 刑を主たる処遇の方式とする。少年犯に対して特別保護を与える中で、一つ の重要な面は監禁刑の適用をできる限り減らすことである。これは関連する 国際的な法律文献の中で明確に述べられている。例えば、我国が1985年に批 准した「少年司法運営のための国際連合最低基準規則」第171条は、「慎重な 考慮を経た後に初めて少年の人身の自由に対して制限を加えることができる とともに、できる限り最低限度を保持しなければならない。少年犯には他人 に対して暴力を使用するに及ぶ重大行為があると判決され、又はその他の重 大な犯罪行為を次々に行い、且つ、それに対してその他の適切な対策を採る ことができない場合を除き、その人身の自由を剝奪してはならない」と規定

する。そして、第191条の規定は更に、「少年を監獄機関に入れることは終止 万やむを得ない処置方法であり、その期限は最短の必要時間でなければなら ない」と強調する。中国の『未成年者犯罪予防法』や『未成年者保護法』の 中でも、未成年犯罪者に対して成人犯と異なる特殊な司法保護を実施し、懲 罰を必要な補助手段だけとするよう明確に要求している。しかし、現行刑法 は総体において少年犯罪者の特殊性を全面的には考慮せず、少年犯罪に適用 する特殊な処遇措置を持っていないことから、監禁刑が少年犯罪に対処する 主導モデルとなるに至っている。未成年者の犯罪の中には、客観的にも極少 数の常習犯や情状の劣悪な殺人・強盗・強姦等の重大犯罪が存在しているこ とを考慮して、一定の限度内において未成年者に対する監禁刑の適用を許す ことは適切であると言っても、監禁刑の適用に対して制度的拘束力を欠き、 監禁刑を少年犯罪に最も対処する最も主導的な方式とすることは妥当性を欠 く。

第二、少年犯に対して執行猶予・減刑・仮釈放を適用する特別規定を欠く。 刑法における執行猶予制度は、原判決の刑に対する条件付きの不執行である。犯罪者が積極的に過ちを改め生まれ変わるのを激励し、接触による感染を避ける上で、その意義は重大である。同時に、執行猶予はそれまで生きてきた家族や社会環境と必ずしも切り離さないことから、少年犯の改造に有利である。よって、執行猶予は少年犯に適用する重要な刑罰制度の一つとなっている。刑法の中の減刑・仮釈放等の行刑制度は、執行段階の刑に対する調整である。監禁刑に処された少年犯が長期にわたり監獄内で刑に服すと、一つは少年自身の文化的知識や生存技能の学習が滞り、もう一つは長期にわたり社会と隔絶すると、釈放後に社会生活のリズムに適応するのが難しくなる。従って、少年犯に対して遅滞なく減刑し仮釈放することは非常に重要である2)。中国刑法の中には執行猶予、減刑及び仮釈放の規定はあるが、あらゆる犯罪者に対して適用するものであり、適用条件の規定の上ではかなり厳格であり、少年犯罪に如何に準用するかに関する独自の規定はない。このこ とは、少年犯に対しては寛大に処理し、教育して救済するという特殊な対処 の精神を表していないだけでなく、また実践の中でも少年犯に対して執行猶 予、減刑及び仮釈放を準用する可能性を極めて大幅に制限している。

第三、少年犯に独自に適用する非刑罰的な処罰方法を欠く。非刑罰的な処 罰方法は非強制的及び非機関的な特徴を備え、正常な社会と生活環境の中で 未成年犯罪者に対して効果的な観察管理と教育を進めることを保証すること ができ、未成年者の権利を保護するのにより有利であるだけでなく、監禁場 所での接触感染を避けることもでき、未成年犯罪者の社会復帰の実現を促進 する面で、刑罰方法と比べ自然な優越性を備えている。正にこのような考慮 に基づき、西洋の発達した国家は非刑罰的な処罰方法を、未成年犯罪者を取 り扱う主要な方法としているだけでなく、関連する国際条約もこれに対して 大変明確な規定をしている3)。我国が1992年に批准した『児童の権利に関 する条約 第40条第4項は、「児童を取り扱う方式がその福祉に合致すると ともに、その状況及び違法行為と釣り合いが取れるよう確保するために、保 護,指導及び監督命令,カウンセリング,保護観察,里親委託,教育及び職 業訓練計画並びに機関に引き渡されて世話をされるのではないその他の方法 のような、多種類の取り扱い方法を採用しなければならない | と明確に規定 する。そして、「少年司法運営のための国際連合最低基準規則|第181条は、 以下のことをより明確に要求する。「主管当局に各種の措置を採らせ、それ に弾力性を持たせて、更に大幅に監禁を避けるようにさせなければならない。 これらの措置には、以下のものが含まれる。(1)観察管理、監護及び監督の裁 定、(2)執行猶予、(3)地域奉仕の裁定、(4)罰金、補償及び賠償、(5)中間待遇又 はその他の待遇の裁定、(6)集団カウンセリング又は類似活動への参加の裁定、 (7)里親委託,生活区又はその他の教育施設に関する裁定,(8)その他の関連裁 定し

中国の現行刑法典の中で非刑罰的方法はまた刑事責任を負う方式の一つで あり、それには訓戒又は悔悟誓約、謝罪、損害賠償、主管部門による行政処 罰又は行政処分等の多種類があるが、これらの非刑罰的方法のいくつかは、 少年犯罪者への準用に決して相応しくなく、少年犯罪に対する特色ある非刑 罰的処罰方法の種類は少なすぎ、相互に補充し合い、段階的に前進し、有機 的に調和するシステムはなおさら形成されていない。あるいは正に非刑法的 処罰方法の欠如が少年犯罪者に対して監禁刑を準用する趨勢を激化させてい る。

3 中国の少年犯罪立法の前途

中国刑法は少年犯罪に関して既にいくつかの基本規定をもっているが,前に述べたように,この方面の規定には多くの漏れや足りないところが存在する。よって,如何にして完全な刑事立法を採択し,少年犯に対する司法保護を強化するかは,理論界と実務界の多くの人が関心を持つ焦点となる。筆者は,将来の中国の少年犯罪立法は,以下の幾つかの方向へ重点的に前進すべきであると考える。

(1) **刑法の中で少年に対する司法保護をいっそう突出させて明確にする** 刑法の中で少年に対する司法保護をいっそう突出させて明確にするには、 主に以下のいくつかの面から始めるべきである。

一つは、少年犯罪の特殊性を強調し、少年刑法観を一歩一歩確立することである。少年犯罪が成人犯罪と異なる以上、刑法の総体的設計と処遇措置の確定は、少年犯罪の特殊性を考慮して、成人犯罪の規定と区分しなければならない。過去のある時期に、少年犯罪の特殊性に関心を持ち、少年犯罪と成人犯罪を区分することは、既に政府・学界・実務部門によって重視され、少なからぬ法律・法規が登場し、少なからぬ具体的方法が導入され採用されている。しかし、総体から見ると、未成年者犯罪の特殊性を重視することはまだ十分ではない。筆者は、未成年者犯罪の特殊性に対する認識を強化することは、主に未成年犯罪者に対する保護意識を強化し、現代の少年刑法観を確

立することであると考える。この現代の少年刑法観は、少年刑事政策及び少 年刑罰制度の核心的理念又は基本的価値方向が犯罪少年に対する保護と教育 を重視することであり、応報や威嚇ではないこと、少年犯罪の処理手続きと 処遇方法は成人犯罪の処理手続きや処遇方法と区別しなければならないこと を強調する。少年犯に対するこの保護と教育は、少年犯罪者に対する適度の 干与であり、将来に着眼し、少年犯罪者が改めて社会に適応するために、必 要な援助と条件を提供することにその趣旨がある⁴⁾。刑法を完備するため に具体化する上では、区別して対処する精神を全面的に具現することである。 将来の立法改正においては、先ず、少年犯罪の法則と特徴の理性的把握に立 脚するとともに,これに基づき少年犯罪に対して刑法による規制を行う科学 的理念を形成すべきである。この前提の下で、再び国内の司法実践の経験を 真剣に総括し、国際レベルの科学的方法を積極的に参考にし、「教育・感 化・救済の方針を実行し、教育を主とし懲罰を補とすることを堅持する | こ とをもって指導原則とし、現実と切り結ぶ未成年者の刑法を制定する。 もち ろん,いくつかの国家のように独立した少年刑法を制定し,適用対象・適用 主体・適用手続き等の面において全面的で具体的な規定をすることは、最も 理想的な状態である。短期間に、このような理想的目標を実現することがで きない情況の下では、少なくとも少年犯罪の範囲、少年犯罪に刑法を適用す る基本原則、刑の具体的適用、少年犯に適用する非刑罰的処罰方法等の基本 問題に対しては明確な規定をしなければならない。

もう一つは、少年犯罪の関連規定を詳細にして、「教育を主とし、懲罰を 補とする|精神を結実させる。この方面の工作が及ぶ内容は雑多である。例 えば、少年犯罪者に独自に適用する執行猶予、減刑及び仮釈放の制度。少年 犯罪者に対して適用を排除し、適用を制限し、適用を提唱する刑種。少年犯 罪の特徴に向けて制定する非刑罰的処罰方法の種類及びその適用。判決の一 時延期、刑事和解の応用範囲。少年犯罪者の前科抹消制度をどのように設立 するか。等など。この工作は,少年刑法を制定し完備する重点工作の一つと ならなければならず、目つそうしなくてはならない。

(2) 成熟した司法実践の経験を一歩一歩立法レベルへ引き上げ、 司法解釈による越権状況を改める

現行中国刑法の少年犯罪に関する規定は余りにも原則的で漠然としている ことから、少年犯罪者の保護には不利であるが、少年犯罪の特殊性に対する 認識の深まりと現代的な少年刑法観の確立は、また少年犯罪者の司法保護を 強化する重要性を明らかにしている。従って、中国では司法解釈の助けを借 りて、少年犯罪者に対しては軽く処罰し、処罰を減軽するという刑法の規定 する原則を具体化することがやっと現れ、更に進んで「教育を主とし、懲罰 を補とする|方針をより上手く貫徹する目的に到達する。事実、司法実践の 中で、少年犯罪者の司法保護に対する努力は、関連する司法解釈の登場に表 れているだけでなく、より多くは、幾つかの司法部門の試行的探索、例えば、 判決の一時延期、刑事和解、地域矯正等々の中に表れている。これらの努力 と試行の出発点は責められるべきでなく、これらの努力と試行の現実的効果 は人の注目を引くが、正に多くの人が見ることになるように、司法解釈には 立法を越えて立法権を侵害する嫌疑があり、判決の一時延期、刑事和解、地 域矯正等の試行的方法も明確な法律的根拠を欠いている。疑いもなく、この 試行と努力は罪刑法定原則の違反ひいては破壊を代価としている。法治のレ ベルから言うと、この試行と努力に潜んでいるかもしれない危険性から言う と、得るところより失うところの方が多いかもしれない。従って、最も好ま しい方法は、できるだけ早く実りある司法解釈を立法機関に上程し、これを できるだけ早く立法レベルへ引き上げるとともに、普遍的拘束力を備える刑 法規範とすることであり、同時に、判決の一時延期、刑事和解、地域矯正等 の一連の試験的工作の総括工作をきちんと行い、現実の工作に存在する問題 を分析し、困難から抜け出す出路を探求するとともに、立法機関が関連する 法律を補足し完備するために力強い支えを提供しなければならない。

(3) 未成年者犯罪の一体化した処遇措置体系を一歩一歩樹立する 未成年犯罪者の処遇措置も一つのシステムであり、多くの法部門と、多く

の機関と密接に関連し、未成年者犯罪の処遇措置体系を健全化し完備することは、単に一つの法部門、一つの司法機関によるだけで解決し得るものでもない。よって、我々は、現存する未成年者の処遇措置を真剣に解きほぐし、国外における成功の経験を広く参考にする基礎の上に、一体化した未成年者犯罪の処遇措置体系を樹立する方向へ一歩一歩前進しなければならない。

いわゆる一体化した未成年者犯罪の処遇措置体系とは、主に、樹立しよう としている未成年者犯罪の処遇措置の中で、保護措置と懲戒措置の併設、違 法と犯罪の結合、実体と手続きの呼応、専門機関と社会的勢力の組合せ、刑 事法とその他の法律の協調を務めて実現しようとすることを指す。いわゆる 保護措置と懲戒措置の併設とは、樹立しようとしている未成年者犯罪の処遇 措置の中で、教育と保護措置を大量に増やさなければならないし、また懲戒 的措置の役割も重視して、様々な状況に適応し、「軽軽重重」の様々な要求 を満足させることを指す。いわゆる違法と犯罪の結合とは、未成年者の特徴 を十分に考慮し、国際的に多くの国で通用しているやり方に照らし、未成年 者が実行する刑事法に抵触する行為と、未だ刑法に違反する程度には達して いないが、既に「法に抵触する」重大な行為を一括して調整の視野に納め、 そうしてより上手く犯罪予防の目的を実現することである。いわゆる実体と 手続きの呼応とは、実体において未成年者犯罪の処遇措置を設定した後、さ らに手続き上からも結実するとともに、保障を与えて、そうして処遇措置の 実効性ある発揮を確保しようとすることである。いわゆる専門機関と社会的 勢力の組合せとは、未成年者犯罪の処置に対しては単純に専門機関の工作だ けに依拠することはできず、全社会的勢力を動員し、行政部門・家庭・学 校・社会組織が共同で参与し、全方位・多段階・多面から未成年犯罪者の矯 正措置・教育・救済の工作を展開しようとすることを指す。いわゆる刑事法 とその他の法律の協調とは、刑事法のレベルにおいて関連する処遇方式を規 定しなければならないだけでなく、行政法・教育法・社会福祉法等の法律・ 法規の中でも関連する処遇内容を具現しなければならないとともに、適当な 方式を诵じて各法部門における処遇措置を有機的に関連させなければならな

いことを指す。筆者は、一体化した未成年者犯罪の処遇措置体系の樹立と効果的運用を確保し、統一的な少年法を制定し、そうしてあらゆる処遇措置の内容、処置手続き、執行機関等をいずれもその中に規定しようとすることは、最も好ましい選択でなければならないと考える。

注

- 1) 張遠煌「従未成年人犯罪的特点看現行刑罰制度的缺陥」,『法学論壇』2008年第1期, 第19-20頁。
- 2) 孫国祥「中国未成年人犯罪刑法規範述評」,第六届韓中刑法学術研討会論文集,第 188頁。
- 3) 張遠煌, 前掲論文, 第22頁。
- 4) 趙宝成「我国少年刑事政策現代化取向的実体法解読」,『中国人民公安大学学報(社会科学版)』2007年第2期。

警察における非行少年の検挙・補導状況について

中尾克彦

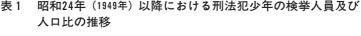
はじめに

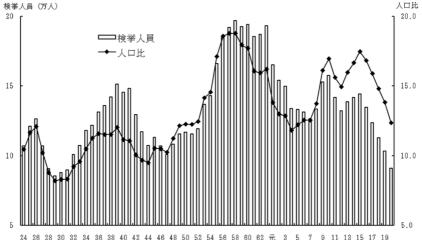
警察は、警察法(昭和29年(1954年)法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年(1948年)法律第136号)、少年法(昭和23年(1948年)法律第168号 以下「法」という。)、刑事訴訟法(昭和23年(1948年)法律第131号)、児童福祉法(昭和22年(1947年)法律第164号)、犯罪捜査規範(昭和32年(1957年)国家公安委員会規則第2号以下「規範」という。)、少年警察活動規則(平成14年(2002年)国家公安委員会規則第20号以下「規則」という。)などの法令に基づき、非行少年の検挙・補導を行うとともに、学校等の関係機関、団体、ボランティアと連携した街頭補導活動、非行防止教室等の実施による少年の規範意識の向上、継続補導等による立ち直り支援等の施策を総合的に推進して、少年非行を防止するとともに、児童を児童虐待や児童ポルノの犯罪被害から守る取組を推進しているところである。

ここでは、警察における非行少年の検挙・補導状況について、実態を織り 交ぜながら紹介することとしたい。

1 少年非行の概要

少年非行は、刑法犯少年の検挙人員でみると、統計を取り始めた昭和24年 (1949年) 以降、表1で示すような動きとなっている。





まず、昭和26年(1951年)にピークがみられる。この年の刑法犯検挙人員は12万6,519人、人口比(国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づく同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員)は12.1となっている。その後減少に転じ、昭和29年(1954年)には統計を取り始めてからこれまでの最小値となる8万5,504人まで減少した。

次に、昭和39年(1964年)にまたピークがみられる。この年の刑法犯検挙 人員は15万1,346人、人口比は12.0となっている。

その後増減を繰り返し、昭和52年 (1977年) からは増加に転じて、昭和58年 (1983年) には、統計を取り始めてからこれまでの最高値となる19万6,783人まで増加した。人口比も18.8と、これまでの最高値となっている (人口比については、昭和57年 (1982年) についても同値)。この年の刑法犯総検挙人員は43万8,705人、総検挙人員の44.9%が少年であった (これまでの総検挙人員に占める少年の割合の最高値は、平成元年 (1989年) の52.7%)。その後しばらく19万から18万人の高水準で増減した後、平成元年 (1989年) には16万5,053人と、前年

(昭和63年(1988年))の19万3,206人から2万8千人あまり減少した。

平成となってしばらくは減少していたが、平成8年(1996年)に増加に転じ、平成10年(1998年)には15万7,385人まで増加した。その後、平成15年(2003年)に14万4,404人まで増加して以降、5年連続で減少を続けており、昨年平成20年(2008年)は、昭和31年(1956年)以来52年ぶりに10万人を下回った。しかし、岡山県における無職少年による駅構内における突き落とし殺人事件、埼玉県における女子中学生による実父殺人事件等、社会の耳目を集める重大な事件が発生し、また、児童虐待事件、児童ポルノ事件の被害が増加するなど、少年の非行防止、保護の両面において予断を許さないと認められる。

2 犯罪少年に係る事件の捜査

(1) 少年警察部門の警察官による捜査

警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)又は警察署長は、 犯罪少年に係る事件(以下「犯罪少年事件」という。)の捜査を少年警察部門に 属する警察官に行わせるとしており(規則第12条第1項),通常,警察本部にお いては少年課(警視庁や一部の大規模県警察本部では少年育成担当課と少年事件担当課 に分かれている。),警察署においては生活安全課少年係等少年警察を担当する 部門が,犯罪少年事件の捜査を担当している。

ただし、事件の内容及び当該警察本部又は警察署の実情にかんがみ、適切な捜査の実施のために必要と認められるときはこの限りでないとし(規則第12条第1項)、実際に少年による殺人等重大事件については、刑事部門の警察官が主体となって捜査をすることもある。

(2) 少年の特性に配意した捜査

少年の刑事事件については、法で定めるものの外、一般の例によるとされており(法第40条)、犯罪少年事件の捜査も、法に特に定めがない限りは刑事

訴訟法等に定められた一般の刑事事件の捜査と同じ手続きによるとされている。

しかし、被疑者は少年であることから、少年事件の捜査を行うに当たっては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならないとしている(規範第204条)。

このほかにも,

- 家庭裁判所,児童相談所,学校その他の関係機関との連携を密にする こと
- 少年の被疑者の呼び出し又は取調べを行うに当たっては、その少年の 福祉上不適当でない限り、保護者又はこれに代わるべき者に連絡すること
- 少年の被疑者については、なるべく身柄の拘束を避けること
- 逮捕,護送する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意 をすること
- 少年事件を新聞その他の報道機関に発表する場合において、少年の氏名等を告げ、その他その少年を推知できるようなことはしないことなど、少年の特性に配意した捜査を行うに当たっての留意事項を、規範や通達「少年警察活動推進上の留意事項について」(平成19年(2007年)10月31日付け警察庁乙生発第7号以下「留意事項通達」という。)に示し、その徹底を図っている。

(3) 全件送致主義と簡易送致

司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならず、犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは同様であるとされ(法第41条)、検察官についても、特別の場合を除き同じとされている(法第42条)。また、先述のとおり

少年の刑事事件については、少年法で定めるものの外、一般の例によるとされており(法第40条)、司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、刑事訴訟法に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならないとされている(刑事訴訟法第246条)。

警察の送致先は、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑がある場合は家庭裁判 所であり、それ以外の犯罪の嫌疑がある場合には検察官となる。

このように、警察や検察が少年事件の捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときはもとより、犯罪の嫌疑はないものの家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときも、事件を家庭裁判所に送致しなければならないとされている。つまり、「全件送致主義」がとられているのである。なお成人の刑事事件において認められている微罪処分は、犯罪少年事件には認められていない。

しかし、犯罪少年事件については簡易送致という制度がある。

簡易送致とは、犯罪少年事件について、事実が極めて軽微であり、犯罪の原因及び動機、被疑者である少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から見て再犯のおそれがなく、刑事処分又は保護処分を必要としないと明らかに認められ、かつ、検察官又は家庭裁判所からあらかじめ指定されたものについては、少年ごとに少年事件簡易送致書等を作成し、関係書類を添付して一月ごとに一括して検察官又は家庭裁判所に送致することができるというもので(規範第214条第1項)、平成20年(2008年)中には、刑法犯少年のうち43%が簡易送致となっている。

③ 触法少年に係る事件の調査

(1) 少年警察部門の警察官と少年補導職員による調査

触法少年に係る事件(以下「触法少年事件」という。)の調査についても、犯罪少年事件の場合と同様、少年警察部門に属する警察官に行わせるとしている(規則第12条第1項)。また、警察官は国家公安委員会規則の定めるところに

より、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員(警察官を除く。)に、押収や捜索、検証、鑑定嘱託の処分を除く調査をさせることができるとされており(法第6条の2第3項)、14歳未満の低年齢少年に対する質問など職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長が指定した少年補導職員が調査に従事している(少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則第1条)。

(2) 低年齢少年の特性に配意した調査

警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、触法少年であると疑うに 足りる相当の理由のある者を発見した場合において、必要があるときは、事 件について調査することができるとされている(法第6条の2第1項)。

調査において警察官は、必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができるほか(法第6条の4第1項)、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされている(同条第3項)。

また、必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができるものとされている(同法第6条の5第1項)。

従来、警察による触法少年事件の調査については、その調査権限の具体的な根拠が少年法上明らかではなかったため、事案の真相解明に困難を伴う場合があった。そうしたところ、平成19年(2007年)の少年法改正により、先述のとおり警察の調査権限が明確にされるとともに、押収、捜索、検証又は鑑定嘱託という従来認められていなかった物に対する強制力を伴う処分ができることとなった。しかし、少年の逮捕、勾留等、調査のために身柄を拘束する人に対する強制力を伴う処分は認められていない。

調査を行うに当たっては、特に低年齢少年(14歳未満の少年をいう。)が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに

配慮しなければならないとしている (規則第15条第2項)。

このほかにも,

- 少年を呼び出し、質問するに当たっては、その少年の福祉上著しく不 適当であると認められない限り、当該少年の保護者又はこれに代わるべ き者に連絡すること
- 少年を呼び出し、質問するに当たっては、無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならないこと
- 少年に質問するに当たっては、少年の保護者その他の当該少年の保護 又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮すること など、低年齢少年の特性に配意した調査を行う上での留意事項を、規則や留 意事項通達に示し、その徹底を図っている。

(3) 児童相談所への送致と通告

触法少年については、家庭裁判所は都道府県知事又は児童相談所長から送 致を受けたときに限り、これを審判に付することができるとされているので (法第3条第2項)、警察は、家庭裁判所ではなく児童相談所に送致又は通告す ることとなっている。

警察官は、事件について調査した結果、その事件について

- 少年の行為が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪や死刑又は 無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪に係る刑罰法 令に触れるものであると思料するとき
- 家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するときは、調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならないとされている(法第6条の6第1項)。従来、警察が他機関に触法少年事件を送致する制度はなかったが、平成19年(2007年)の少年法改正により、児童相

談所長に送致する制度が創設された。

事件を送致しない場合でも、調査に係る触法少年が児童福祉法上の要保護 児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童) に当たる場合には、同法第25条に基づき児童相談所に通告するとしている (規則第22条第1項第2号)。

4 ぐ犯少年に係る事件の調査

(1) 少年警察部門の警察官と少年補導職員による調査

ぐ犯少年に係る事件(以下「ぐ犯少年事件」という。)の調査についても、犯罪少年事件、触法少年事件の場合と同様、少年警察部門に属する警察官に行われるものとしている(規則第12条第1項)。

また、低年齢少年に対する質問など職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則第1条の規定により警察本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯少年事件の調査を行うことができるものとしている(規則第28条)。

(2) 少年の特性に配意した調査

犯罪の捜査,触法少年事件の調査,少年相談その他の活動において,ぐ犯 少年と認められる者を発見した場合は,少年法及び児童福祉法に基づく措置 に資することを念頭に置き,少年の健全な育成を期する精神をもって,その 少年に係る事件の調査に当たるものとしている(規則第27条第1項)。

ぐ犯少年事件の調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならないとしている(規則第27条第2項)。

このほかにも,

- 少年を呼び出し、質問するに当たっては、その少年の福祉上著しく不 適当であると認められない限り、当該少年の保護者又はこれに代わるべ き者に連絡すること
- 低年齢少年であるぐ犯少年事件の調査を行うに当たっては、特に低年 齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあ ること等の特性を有することにかんがみ、少年の心情と早期の立直りに 配慮しなければならないこと
- 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者を呼び出し、質問するに当たっては、無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならないこと
- 少年に質問するに当たっては、少年の保護者その他の当該少年の保護 又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮すること など、少年の特性に配意したぐ犯少年事件の調査を行う上での留意事項を、 規則や留意事項通達に示し、その徹底を図っている。

(3) 家庭裁判所又は児童相談所への送致と通告

警察官又は保護者は、ぐ犯少年を直接家庭裁判所に送致し、又は通告するよりも、先づ児童福祉法による措置にゆだねるのが適当であると認めるときは、その少年を直接児童相談所に通告することができるとされている(法第6条第2項)。

また、14歳に満たないぐ犯少年については、家庭裁判所は都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができるとされている(法第3条第2項)。

さらに、司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金 以下の刑に当たる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判 所に送致しなければならない一方、犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所 の審判に付すべき事由があると思料するときも同様であるとされている(法 第41条)。

これらのことにより、ぐ犯少年事件の調査の結果,

- 処理をする時において、少年が14歳以上であって、家庭裁判所の審判 に付することが適当と認められるときは、家庭裁判所に送致する
- 処理をする時において、少年が14歳以上18歳未満であって、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置に委ねるのが適当であると認められるときは、児童相談所に通告する
- 処理をする時において、少年が14歳未満であって、保護者がないとき 又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、児童 相談所に通告する

としている (規則第33条)。なお、18歳以上の少年には児童福祉法の適用がないので、18歳以上20歳未満のぐ犯少年については、家庭裁判所に送致することとなる。

5 不良行為少年の補導

警察では、少年法で家庭裁判所の審判に付すべき少年とされている犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年を不良行為少年として、これを発見したときは、その不良行為についての注意、その後の非行を防止するための助言又は指導その他の補導を行い、必要に応じ保護者に連絡するものとしている(規則第2条、第14条第1項)。

また、これらの助言又は指導その他の補導に係る少年について、その非行防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとしている

(規則第8条2項, 第14条第2項)。

不良行為の種別として, 飲酒, 喫煙, 深夜はいかい, 不良交友, 怠学, 暴 走行為などを通達により定めている。

平成20年 (2008年) 中の不良行為少年の補導人員は136万1,769人となっており、深夜はいかい (73万2,838人) と喫煙 (49万7,658人) で 9 割を占めている。

⑤ 少年サポートセンターを中心とした少年の健全な育成を 図るための活動

警察では、非行少年を検挙・補導したり不良行為少年を補導したりするだけでなく、少年の健全な育成を図るための様々な活動を展開している。このような活動の中心となる組織として、全国の都道府県警察に少年サポートセンターが設置されている。

少年サポートセンターとは、都道府県警察本部において、少年補導職員又は警察官を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすための組織として警察本部長及び方面本部長が定めるもので(規則第2条第12号)、全国197か所に設置されている(平成21年(2009年)4月1日現在)。

少年サポートセンターでは、学校、児童相談所その他の関係機関やボラン ティア団体等と緊密に連携しながら、次のような少年警察活動を行っている。

(1) 少年相談

少年や保護者からの悩みや困りごとの相談に応じて、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行問題を取り扱った経験の豊富な職員が指導・助言を行っている。また、気軽に相談できるよう、電子メールでも相談に応じている。

平成20年(2008年)中に警察が受理した少年相談の件数は75,274件となっている。

(2) 街頭補導

少年のい集する繁華街,学校周辺,通学路,公園等において,学校その他 の関係機関やボランティア等とも協力して,少年の補導活動を行っている。

(3) 継続補導,立直り支援

少年相談や街頭補導を通じてかかわった少年に対して、家庭、学校、交友 関係その他の環境が改善されるまで、本人や保護者の申し出に応じて、面接、 家庭訪問、社会奉仕活動やスポーツへの参加を通じて立直りに向けた指導・ 助言を行っている。

- 【事例】 少年サポーターとして委嘱した大学生らとともに、問題をかかえる少年と一緒に料理やお菓子づくり、スポーツ、老人ホームでのボランティア活動をするなどにより、少年たちの居場所をつくりながら、その立直りを支援している。
- 【事例】 少年補導職員らは、学校にも通わず家出や深夜はいかい、飲酒等の問題行動を繰り返していた中学生に対し、粘り強く面接や家庭訪問を続けるとともに、大学生少年サポーターの協力を得て学習指導を行うなどによりその立直りを支援した。その後、同人は徐々に生活を改善して学校に通うようになり、無事中学を卒業して高校に進学した。

(4) 被害少年支援

いじめや性犯罪等の被害を受けた少年に対して,心理学等の専門的な知識を有する少年補導職員等が,継続的に悩みを聞いたりカウンセリングを行ったりするなどにより,精神的ダメージの回復やその軽減に向けた支援活動を行っている。

【事例】 少年補導職員らは、家庭内で疎外され家出等の問題行動をするようになったと相談してきた中学生に対し、学校や児童相談所等とも連携しつつ生活や進路について助言するとともに、同

人の保護者に対しても家庭環境の調整を促すなどの支援を行った。その後、同人はボランティアの協力によりアルバイトを始め、問題行動もなくなり落ち着いた生活を送るようになった。

(5) 情報発信と広報啓発

国民に対して少年非行の現状などの情報を提供するとともに、学校で非行防止教室,薬物乱用防止教室等を開催して、少年の規範意識の向上など少年非行防止の広報啓発を図っている。

このほかにも、児童買春事件や児童ポルノ事件等少年の福祉を害する犯罪 (福祉犯)の被害少年に対する支援、暴走族など非行集団からの離脱支援など、 少年の健全な育成のために幅広い活動を行っている。

おわりに

次代の我が国を担う少年の健全な育成は、社会全体で取り組むべき重要な 課題である。

警察は、少年事件の適正な捜査や調査、不良行為少年の補導、少年相談への対応などの活動を通じて、この課題に取り組んでいるが、今後とも、全国 警察が一丸となってこれら活動を推進していきたいと考えている。

4

最近の未成年者犯罪の統計・データ的研究 —現行刑事立法と司法問題の分析を結びつけて

林 維1)

犯罪学の中で、未成年者の犯罪に対する科学的研究は、犯罪学研究全体の主要な諸機能を履行している。従って、中国における当面の未成年者の犯罪状況を具体的かつ如実に把握することは、とりわけ基礎的意義を備えている。本文は、公開されているデータに基づいて、未成年者の犯罪現象を実証的に把握し²⁾、それによってこの犯罪の存在に対して更に的確な分析を行うとともに、あり得る誤解を改め、とりわけ、関連データを結びつけて現行の未成年者の刑事立法と司法問題を分析し、我々に、ふさわしい制度の生成・変化に対して新たな認識を持たせることができるよう試みる。しかし、説明しなくてはならないのは、相応する統計・データがまだそれほど全面的で細緻ではなく、このような分析活動は初歩的であると考慮することである。

1 未成年犯の数の急激な増加と未成年者司法機関の設置

発展の視点から犯罪を考察し、かつ、犯罪の発生を過程の変遷とすると、ただ18歳未満の未成年者の犯罪行為を研究するだけでは、18歳に近い成人の犯罪法則を事実に即して説明することはできない。成人犯罪の分析もまた往々にしてその未成年の段階における経歴を避けることはできない。そのために、我国の多くの場合、「未成年者犯罪」は「青少年犯罪」と混同して使用されている。未成年者犯罪の概念は更に明確な年齢的基準を持ち、完全に規範的な法定の範疇であり、その明確性・法定性によって、関連する研究は更に明瞭かつ限定的に行うことができるが、また相応する研究の限界ももた

らし、当面の犯罪態勢を客観的に描き評価することができず、そのために、犯罪学においては依然として青少年犯罪という概念を大量かつ同時に使用している。この概念は、曖昧な習慣上の名称であるとともに、明確な制限はないが、通常は18歳-25歳の間の青年も研究対象の中に含んで、年齢段階が接近している主体の犯罪行為に対する連続した研究を形成している。従って、犯罪統計上も、25歳以下の青少年を恒常的に刑事統計の対象としている。

表一のデータは、10年間に、未成年犯の総数が300%近くまで増加していることを明らかにしている。その絶対数はほとんど10万人に接近している。同時に、18-25歳の犯罪も同様に6万人近く増加しているが、増加する割合は全く異なる。刑法は1997年改訂の中で相対的刑事責任年齢の者が責任を負う範囲を修正し³⁾、それで1997年10月の改訂刑法が効力を生じた後の年度データでは、相対的刑事責任年齢の者が実行した犯罪のかなり大きな割合を占めている窃盗、強奪等の多発行為は、立法上の原因により上述したデータからは既に排除されている。最高人民法院の統計によると、1996年に14歳以上16歳未満の者で過失殺人、故意による軽い傷害、窃盗、ゴロツキおよびその他の犯罪を実行した者は全部で1748名、1997年は全部で1266名である



が4), 1998年のデータは、上述した相応する犯罪類型の人数を排除するとしても、未成年犯は依然として10%上昇し、3166名増加している。言い換えると、刑事立法が改められなかった情況の下では、この増大は更に激しくなるかもしれない。

1992年-1996年の間、未成年犯の人数は、一般にはいずれも3-4万名の間を移動し、相対的に言うと、かなり安定した状態をずっと保持しており、1996年に40203名に達したとしても、この5年の期間、その平均数はまた35903名にすぎない。しかし、このデータは、1999年には再び4万名を突破し、とりわけ21世紀に入った後は、未成年者の犯罪者数は急速に増大し、年ごとに上昇し、甚だしくは2004年に、2002年と比べ40%を超えて増加した。

未成年犯の絶対値の増加,とりわけ最近数年における増加速度の高まりの原因は極めて複雑であり、一方で、もちろん全体的な犯罪率の上昇と関連しているが、他にも自身の特殊な原因が存在している。マクロ的で確定的な原因を分析することは極めて厄介な任務であるが、通常は、特に20世紀に入って以降、改革のいっそうの深化と社会経済構造のいっそうの調整に伴い、社会生活の中で長期にわたり蓄積された深いレベルの矛盾が絶え間なく一歩一歩現われ、貧富の格差、都市と農村の隔たり、地域格差によってもたらされた社会矛盾は、未成年者に対して言うと、学習困難、就業困難、社会保障のアンバランスをもたらし、同時に、人口流動が激化し、家庭破壊が重大となり、社会的規制力が弱体化し、学業中断または無職の未成年者、片親の未成年者、両親不在の未成年者または浮浪未成年者、都市出稼ぎ労働者の次世代が急激に増加している。社会矛盾の激化によってもたらされるマイナスの影響は、未成年者の身の上に増幅して影響を及ぼし、未成年者が社会化の過程の中で成長する矛盾と結びついて、21世紀から未成年者による犯罪が大量に増加している重要な原因となっている。

これと同時に、注意しなくてはならない一つの現象は、未成年者の犯罪事務を処理する司法機関の設置と未成年者による犯罪の統計・データとの関連であり、未成年者犯罪の裁判体制の改革は、上述したデータの影響と制約を

明らかに受けている。

先ず、指摘する必要があるのは、最近の少年法廷設置の爆発的増大は決し て上述したデータの変化によるものではないことである。1984年上海市長寧 区の人民法院が我国で最初の少年法廷を設立して以来,1988年に至るまでに, 最高人民法院は、上海で「全国の裁判所が未成年者の刑事事件を審理した経 験交流の会議 | を開催し、11の省・直轄市・自治区が全部で100余りの少年 法廷を設立している。1990年6月までに、全国各級人民法院は860の少年法 延を設立し⁵⁾, 14の高級人民法院は少年法廷指導小組を成立させ、上海市 長寧区の法院、天津市河西区の法院は、その他の審判廷と同等に編制される 少年刑事事件審判廷の設立を準備している。これと同時に、1990年末までに、 未成年の犯罪者数は42000名であった。1993年6月に至り、全国では2600余 りの少年合議廷,141の少年刑事審判廷,6の少年事件審判廷6)が設立され, 基本的に、少年刑事事件はいずれも少年法廷によって審理されることになり、 当該年度の未成年の犯罪者数は32205名であった。1994年末の福州での全国 第3回少年審判活動会議の開催までに、少年法廷は全部で3369あり、その内、 少年合議廷は2580,独立して編制された少年刑事事件審判廷は540,審理が 未成年者の保護に関わる刑事・民事・経済事件の総合的な審判廷は249、少 年審判員は1万名余りに達し、最高人民法院も少年法廷指導小組を設立し、 当該年度の未成年の犯罪者数は38384名であり、それまでと比べ、特に巨大 な増加はなかった。

このことは、少年法廷の増加したもう一つの面が、逆に未成年犯罪者数の減少であることを意味している。明らかに、少年法廷は迅速な発展を遂げたが、その当時の根本原因は決して未成年者の犯罪が湧き起ったことではなく、より多くは少年審判の専門業務化理念が発展したことによる。

次に、少年法廷の迅速な増加は、それぞれの法廷の年平均の審理人数がわずか10名余りにすぎないことをもたらし、この事件処理件数は裁判システム全体の中でもかなり低く、これによって、少年法廷のいっそうの発展は極めて大きく制約され、マイナスの影響さえもたらしている。少年法廷の単独編

制は裁判業務の専門業務化に有利であり、裁判官の専門業務の資質を向上させるが、事件受理の範囲が狭すぎることによって、案件処理数が少なすぎ、少年法廷の安定を直接危うくしており、大量の少年刑事審判廷の単独設置は合理的理由を失っている。未成年者の犯罪が爆発的に増大していない背景の下で、逆に審判機関が爆発的に増大し、年当たりの事件の受理数は直線的に下降している。しかし、この時、中国における法律体制の完備に伴い、経済行動は加速的に飛躍し、公民の権利意識は強まり、訴訟事件が急激に増大し、その他の審判機関の年当たりの事件の受理数は逆に直線的に上昇している。このことは、今後の法院の機構改革の中で、大量の少年法廷が刑事審判廷に合併帰属されることを決定しており、甚だしくは刑事審判廷に編入された後、少年法廷もその他の類型の刑事事件を処理しなくてはならず、根本的にはまた、少年法廷の専門業務化と独立化はバツが悪くなり、少年司法の後退が現れることになる。明らかに、未成年者の犯罪に対する実証的把握を欠き、単純な理念化が広まって、反対に少年司法の現実的建設に直接的な影響をもたらしている。

正に事件数の不足に基づいて、1991年、江蘇省常州市天寧区の人民法院は、我国で最初の少年事件審判廷を設立し、少年犯罪事件、少年違法事件および少年保護事件を全面的に受理し、事件受理の基準を、主体の行為の犯罪性から主体自身の特殊性に改めた。最高人民法院は最初、これは上海長寧区人民法院による少年審判活動の改革後のまた一つの新たな試みであると考えた。この試みは、実際には何らかの先進的理念の上にうち立てられたのでは決してなく、根本的には、独立編成と案件処理数の間の矛盾を解決しようとしたにすぎない。しかし、1995年の福州会議において、最高人民法院は逆に、少年事件審判廷の建設と我国の経済発展の状況は未だに必ずしも適応しておらず、かつ、少年審判廷が民事・刑事・行政等の審理業務を一手に引き受けることは、その審判廷の編成に適合もしなければ、現代化の分業がますまず詳細になる特徴にも合致せず、その結果、審判の質の向上に不利となるかもしれず、若干の地方少年法廷の事件受理の範囲は一致せず、法院内部の審判活

動秩序と少年法廷の今後の発展に影響を及ぼすに到っており、少年法廷は未成年者の犯罪事件の審判を集中して立派に行うべきであると考えた⁷⁾。

この後、少年総合廷は取り消され、少年法廷の刑事審判専門業務化の色彩が改めて強調されるが、再度案件数が少なすぎる状態に置かれたり、大量の少年合議廷の取消を直接もたらしたりした。1998年に至り、成都での全国第4回少年審判活動会議の時、全国において少年法廷が合併した残りは2504、その内、少年合議廷の残りは2202、年平均の審判人数は15名前後を移動していた。2007年に至り、少年法廷の数は2420、専門審判員は7233名であり、この時の各廷における年平均の審理人数は36名であり、各審判員が審判した犯罪者数は12名であった。同一事件の中に数名の未成年の被告人が存在しているかもしれないことを考慮すると、一人当たりの年に処理する事件数は10以下かもしれず、その他の審判員が処理する事件の平均数と比べ、このデータは極めて低い。

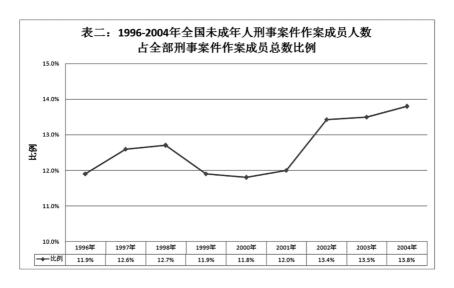
最近、未成年者による犯罪の数が急激に上昇しているが、根本的には、依然として刑事少年審判廷の案件を処理する数が少なすぎるという問題を解決していない。正にこの割合の原因により、指定管轄の刑事審判廷が現れており、様々な司法管轄区における未成年者の犯罪事件を指定管轄の方式で集中的に審理し、事件数を充実させている®)。この後、未成年者事件の総合審判廷の建設がまた回復し始めた。2006年、全国法院第5回少年法廷活動会議での少年法廷組織機関建設の重点は、合議廷モデルの少年法廷機関建設および中級人民法院における少年法廷の機関建設を強化し、この後、「一部の中級人民法院において独立して編制される未成年者事件の総合審判廷の設立を展開する試行活動に関する通知」に基づき、未成年者の審判活動の基礎が優秀で、かつ、一定の代表性を備えた中級人民法院を選択して試行を展開した。明らかに、未成年者による犯罪の現状を離れ、高度な専門業務化の理念の下で未成年者の刑事審判体制の改革を行うこと、その本意は、未成年犯罪者の審判の独立性と専門業務性を強化しようとすることであるが、効果の面からは、後者に対しては反対にマイナスの影響を持つかもしれない。この意味

において、当面の総合審判廷ひいては法院の改革は、未成年者犯罪の状態に より合致している。

② 未成年の犯罪者数、相対的刑事責任年齢の者による 犯罪絶対数の増加と刑事責任年齢の下方修正の問題

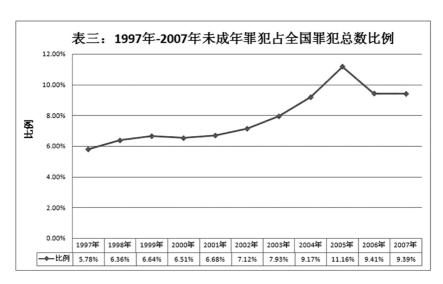
通常は、14-18歳は、青少年犯罪全体の中で決してピークの年齢ではなく、18歳以上の成人がより多くの社会的経験ないし経歴を備え、その社会参加の程度も高いことから、いわゆる青少年犯罪は、実際には主として18-25歳の青年犯罪を指す9)。しかし、最近の10年は、犯罪者全体ないし青少年の犯罪者の中で未成年犯罪者の占める割合がますます大きくなり、未成年犯罪のかなりはっきりした特徴となっている100。とりわけ、14-18歳の犯罪者の数もますます多くなり、人々の心配を惹起し、刑事責任年齢は引き下げることが必要か否かの問題が生じている。

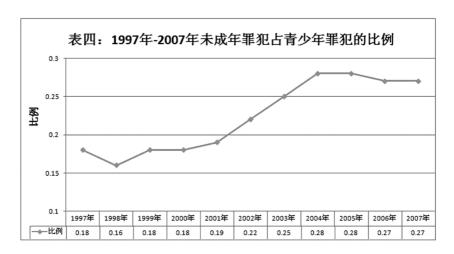
未成年者の犯罪は往々にして犯罪を行う人数が多いが、その危害の違いを 考慮すると、その内で、情状の比較的軽い未成年の犯行に対しては、往々に



して最終的には起訴または審判に移送しない。従って、未成年者による刑事 事件の犯行成員の数が全成員総数に占める割合と、未成年犯罪者が全犯罪者 に占める割合には多くの違いがあり、後者は一般には相対的に低い。しかし、 同様に、未成年者の実行する行為が成人の行為と比べ、同等の危害を持ち、 また更に多くの政策上の原因と機会を持つとしても、犯罪の構成を認定され ず、または審判前に別に分類されるので、未成年犯罪者の全犯罪者に対する 割合はおおむね下方修正しなければならない。しかし、法院の統計・データ が明らかにするように、全犯罪者総数に未成年犯罪者の占める割合、相対的 未成年者の刑事事件における犯行成員が全犯行成員に占める割合は更に速く 増大している。例えば、表二が明らかにするように、未成年の犯行成員が全 犯行成員に占める割合はずっと安定しているが、以下の表三が明らかにする ように、未成年犯罪者の全犯罪者総数に占める割合は、1997年の5.78%から 2005年の11.16%へと急速に増大し、100%近く増大し、しかる後、約10%前 後を保っている。これも未成年による犯罪の社会的危険性が徐々に大きくな りつつあることを側面から物語っている。

未成年者による刑事事件の犯行成員が全刑事事件の犯行成員総数に占める

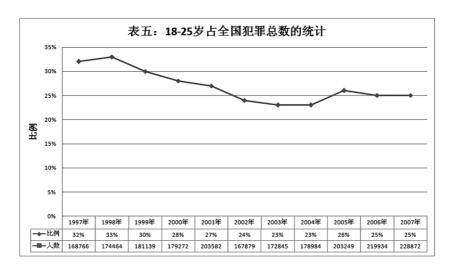




割合および未成年犯罪者が全犯罪者数に占める割合は、いずれも安定した中で上昇しているだけでなく、表四が明らかにするように、問題となるのは、 更に未成年犯罪者の青少年犯罪者総数に占める割合が更に年々穏やかに上昇 していることである。

上述したデータが明らかにするように、1997年からは、未成年犯罪者が青少年犯罪者の総数に占める割合は、11年間に結局は約10%増加している。実際、法院の審理した18-25歳の犯罪者グループを考慮すると、関連する犯行は18歳前に行われたかもしれないが、審理段階において被告人が既に18歳を超えたので、未成年者被告人の中に数えられていない状況は、未成年者の犯罪数がどのようであるかに関わらず楽観視することは許されない。この外、とりわけ犯罪的人格形成の連続性を考慮すると、18歳以降に犯罪を実行して処罰された者は、18歳未満において、既に軽微な犯罪または違法行為を実行したことがあるかもしれないが、発見されずに未成年犯罪者の数の中で統計が取られていないと、未成年者の犯罪現象は更に厳しくなる。

しかし、この変化本体に注意するだけでは依然として十分ではなく、我々は、未成年犯罪者の全犯罪者に占める割合が上昇し、その対応する背景は 18-25歳の犯罪者の全犯罪者に占める割合が年々下降していることであるこ



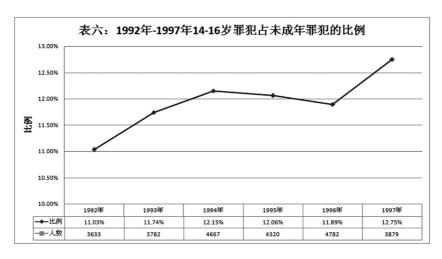
とに注意しなくてはならない。

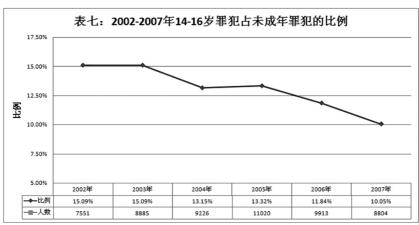
表五は以下のことを物語っている。1999年からこの割合は30%前後まで下 降し、最近数年のこの数字は25%前後を動いている。18-25歳の犯罪者が初 めて犯罪を実行した年齢の統計を欠いているが、全体からは、この上昇一下 隆の間のコントラストは、青少年犯罪者が全犯罪者に占める割合の増加速度 が、未成年犯罪者の全犯罪者に占める割合の増加速度にはるかに及ばないこ とと結びついて(更に個別年度では、青少年犯罪者の全犯罪者に占める割合は往年に 比べ下降している)、ある程度は犯罪者の低年齢化を物語り、青少年の犯罪を 実行する年齢が繰り上っていることを物語っている。

この問題は、社会の極めて大きな心配を惹起し、犯罪の低年齢化という単 純であいまいな結論が諸文献の中で繰り返し提出され、この現象に対する 人々の思考における判断を強めるとともに、最終的に、16歳以下ひいては14 歳以下の未成年者の犯罪が急激に増加しているという粗雑な印象に変わった。 実際には、正に犯罪の低年齢化の問題が日増しに重大になることを心配する ことによって、ある学者や公安部を含む関係単位は、刑事責任年齢の最低年 齢を13歳ないし12歳に引き下げなければならないことを提出し、1988年11月

16日と12月25日の全人大常務委員会法制工作委員会の二回にわたる刑法改訂稿も、刑事責任年齢を13歳と規定した¹¹¹。しかし、主流の意見は、依然として刑事責任年齢を引き下げてはならないと考えている。例えば、最高人民法院刑法改訂小組の1989年3月「刑法総則の改訂に関する若干の問題」は、青少年犯罪は14歳未満によって占められる割合は極めて小さく、大中都市の青少年犯罪状況だけを考慮することはできず、比較的立ち遅れた広大な農村と小都市を考慮しないと、刑事立法を国情から離脱させ、かつ、青少年犯罪に対する統治管理と予防にも不利であると考える¹²)。

問題の鍵は、14歳以下の未成年者が重大な違法行為を実行する数が結局ど れくらいあるのか、および14-16歳の未成年犯罪者は結局どのくらいの数が あり得るのか、犯罪の低年齢化は結局どの程度刑事責任年齢を引き下げて抑 え込むことが必要なのかにある。最高人民法院は、14歳以下の少年犯罪、と りわけ重大な犯罪事件はあるが、極めて少数であると考えている。例えば、 1987年全国の収容教護者は全部で8073名, その内, 14歳未満の犯罪少年は全 国で90名にすぎず、1.11%を占めるだけである $^{13)}$ 。同時に、表六が物語る ように、1992-1997年には、14-16歳の相対的刑事責任年齢の犯罪者は特別 注意を惹起する実質的増大の値はなく、大体3700-4700名の間を移動し、そ れが未成年犯罪者に占める割合も大体11%-13%の間にある。もちろん、こ のデータは犯罪を構成する14-16歳の未成年者数の統計にすぎないことから、 14歳以下の未成年者はその行為が如何に重大であるかに関わらず、統計には 収められておらず、よって、14歳以下の未成年者が実行し犯罪構成要件に完 全に該当する行為の情況を直接説明することはできないが14),前述した収 容教護のデータを結びつけると、少なくとも、14-16歳ないし14歳以下の未 成年者が実行し犯罪構成要件に該当する行為の数は、我々が単純に想像する ように驚異的ではないことを間接的に説明することはできる。社会における 更に粗雑な判断は、一方では、未成年者が違法ないし重大な違法行為を実行 する現象が増大していることに基づくが、他方では、学者が少年犯罪という 概念を使用する時、結局のところ、使用するのが刑法の適用される言語環境





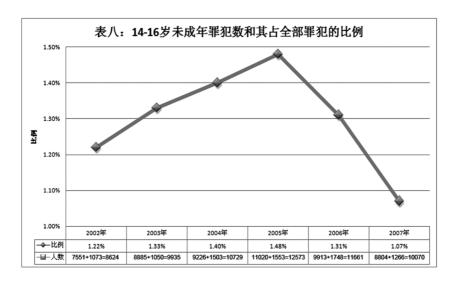
においてであるのか、それとも犯罪社会学の背景の下においてであるのかを 未だに明確に区分することができないことに依然として根ざし、ひいては未 成年者の犯罪現象に対する人々の高度に集中した関心に部分的に由来するか もしれない。

最終の改訂刑法は、ほとんど異議をもたずに、相対的刑事責任年齢の14歳 止まりを維持しているが、表六と表七の統計を結びつけると、相対的刑事責

任年齢の未成年犯罪者の絶対数には、確かにかなり大きな増加が存在していることを依然として見つけることができる。

1992-1997年における14-16歳の犯罪者の一年当たりの数は4177名であるが、表七は、この数字は2001年から始まり、7296名に上昇し、最高は2005年の11020名に至たったことがあり、刑法改訂前の前述した数字に対して164%近くに増加したことを物語っている。

客観的に言うと、相対的刑事責任年齢の犯罪者の増大は、実際には前述の表に反映された未成年犯罪者の数が21世紀に入って以降はっきり増加していることと相似的関係を呈しているが、表七のデータを更に深く理解すると、人に警戒心を生じさせざるを得ない。もし前述した刑法改訂が相対的刑事責任年齢の者の刑事責任を負う範囲の縮小に影響し、その人員データの統計の大幅な減少をもたらしたことを考慮するなら、この数の変化は驚異的である。1992-1997年における相対的刑事責任年齢の者が実行した犯罪、例えば、窃盗、過失致死、故意による軽い傷害、ごろつき、賭博、重大な過失傷害等の行為は、刑法改訂がもはや犯罪に照らして処理せず、2002-2007年の相対的刑事責任年齢の犯罪者の統計数に収めなかったことにより、もし我々がこの



部分のデータをその10年後の年度に仮説として積み重ねるなら、ある程度は、立法改訂によってもたらされた統計の「食い違い」効果を消化することができ、更に効果的にデータの対比を行うことができる。

表八の仮説的なデータによると、2002-2007年の間では、年平均の14-16 歳の犯罪者数は10598名、10年前の1992-1997年のデータの253.7%であり、 真実でなく、的確でない仮説データであるが、同様に問題の重大性を説明す ることができる。

しかし、表七と表八の分析に基づくと、犯罪の低年齢化の現象に対しては、更に客観的な判断と把握がなければならない。2002-2007年の間、14-16歳の犯罪者が未成年犯罪者に占める割合は、人を喜ばせるほど年ごとに下降する趨勢が現われ、その上、その下降の幅も低くなく(15.09%から10.05%まで)、たとえ立法修訂の原因によって排除された犯罪数を単純に加えるとしても、それが全犯罪者数に占める割合も、安定している中でおおむね下降する趨勢が見られる。従って、犯罪の低年齢化を切り離して一面的に強調し、犯罪数全体が増大する背景の下で、未成年犯罪者の数および相対的刑事責任年齢者の犯罪の数が増大する不可避性を軽視し、相対的刑事責任年齢の犯罪者の未成年者犯罪全体および全犯罪の中での割合が絶えず下降している趨勢を軽視すると、未成年者犯罪の大勢全体に対して、非全面的で、不完全で、誤ってさえいるかもしれない判断を生じ、刑事立法と司法の具体的措置に正しくない影響を及ぼすかもしれない。

③ 相対的刑事責任年齢の犯罪者数と責任範囲の限定

1979年刑法第14条第2項は、14歳以上16歳未満の者は、殺人、重傷、強盗、放火、常習窃盗の罪またはその他の社会秩序の破壊が重大な罪に対して刑事責任を負うと規定する。その内の殺人、重傷に対してはそれが結局故意なの

か、それとも過失なのかをはっきりさせることがいまだにできないことから、 理論上であるか実務上であるかに関わらず、ここでの殺人、重傷には故意の 殺人と傷害行為が含まれ、また過失致死(刑法改訂前は,この類の行為はずっと 過失殺人罪と見なされた)と重傷も含まれると考える観点が存在している。し かし、1990年、最高人民法院の「14歳以上16歳未満の者の重大な過失傷害が 刑事責任を負うべきか否かに関する回答しは、ここでの「重傷」とは、故意 に他人の身体を傷つけて重傷をもたらすことを指し、重大な過失傷害を含ま ないと指摘している。刑法改訂の過程において、最高人民法院はまた、ここ での殺人は過失殺人(致死)を含まないと考えることを明確に示した。しか し、人を驚かせたのは、最高人民法院の統計が少なくとも1992-1997年の 間、14-16歳の11名が過失殺人罪を構成すると認定され、14-16歳の12名が 重大過失傷害罪を構成すると認定されたことを明らかにしていることである。 これは、一面では、前述した論争が司法の実践の中で惹起した混乱を物語っ ているが、他方では、最高人民法院が既に明確な否定的態度をもった情況の 下で、依然として相対的刑事責任年齢の者を重大過失傷害罪に処したことは、 人を驚かせる。

正に、相対的刑事責任年齢の者が刑事責任を負う範囲が曖昧であることから、刑法の改訂過程において、主流の意見はこれに対して明確にするよう要求した。しかし、「その他の社会秩序の破壊が重大である犯罪」を規定することが必要であるか否かの問題には、絶えず闘争を繰り返し、行ったり来たりの現象が存在している。例えば、1995年8月、全人大常務委員会法制工作委員会刑法改訂小組の総則改訂稿は、既に当該範囲が「故意による殺人、故意による重大傷害、強盗、放火、毒物混入、爆発、強姦、常習窃盗の罪」であると明確にしている。しかし、1996年12月20日の全人大常務委員会弁公庁秘書局が提出した改訂草案すら、依然としてまたその範囲が「故意による殺人、故意による重大傷害または致死、強盗、放火の罪またはその他の社会治安秩序の破壊が重大な罪」であると規定し、1997年1月10日に全人大常務委員会法制工作委員会が提出した改訂草案に至って初めて、「故意による殺人、

故意による重大傷害または致死、強姦、強盗、放火、爆発、毒物混入の罪」と規定するとともに、1997年2月17日に、やっとその期に及んで毒物販売の罪をその中に収め、この時から刑法採択までわずか24日であった。

しかし、文献上は、上述した範囲の確定根拠について広範な争いが存在し ている。その中には、この範囲は、それまでの相対的刑事責任年齢の者が実 行した犯罪に関わるデータの統計を考慮しているのか否か、およびどの程度 考慮しているのかが含まれている。前述した最高人民法院刑法改訂小組の建 議では、14歳以上16歳未満の者が刑事責任を負う範囲を確定するときは、行 われた犯罪行為の性質に基づいて区分しなければならないし、また事件の実 際の立件率の程度も考慮しなければならないと指摘されている15)。1987年 には全国で、3件の毒物混入事件、20件の爆発事件が18歳未満の者によって 行われたにすぎない。1992-1997年の14-16歳の未成年者による犯罪の統計 を例に採ると、その中で放火犯142名、毒物混入犯13名、爆発犯17名である。 1989年と1993年に、最高人民法院は刑法改訂の建議を二回提出し、14-16歳 の未成年者が刑事責任を負う範囲に関しては、いずれも毒物混入と爆発の罪 を含まず、放火罪を含むにすぎない。1979年刑法第105条を考慮するのであ れ、また1997年刑法第114条を考慮するのであれ、いずれも放火罪、毒物混 入罪(後に危険物混入罪に改訂された), 爆発罪, 出水罪および危険な方法で公 共の安全に危害を及ぼす罪を同条の規定に置くと、刑事責任範囲を選択的に 確定した最高人民法院の建議は、正に14-16歳の未成年者による犯罪のデー タ・統計を考慮していると考えざるを得ない。

しかし、これと同時にまた人を惑わすところがある。例えば、この期間に、それまでになく14-16歳の未成年者が出水罪、毒物販売罪を構成すると認定され、出水罪は1997年刑法の相対的刑事責任年齢の者が刑事責任を負う範囲に属さないが、毒物販売罪は逆に最後の土壇場でその中に規定された。しかし、1998年の犯罪統計を考慮すると¹⁶⁾、全国で出水罪は一つもなかったが、14-16歳の未成年者38名が毒物を密輸、販売、運搬、製造する罪を実行しており、依然として、未成年者犯罪の統計に基づいて判断される未成年者が犯

罪を実行する可能性、相対的刑事責任年齢の者が刑事責任を負う範囲を確定する際の影響を見ることができる。

注

- 1) 別記参照のこと。
- 2) 特に説明がなければ、1997年以前の未成年犯罪の関連データは、最高人民法院研究室編『全国人民法院司法統計歷史資料彙編』(刑事部分、人民法院出版社、1999年版)を参照。1998年以降の関連データは、各具体的年度の『中国法律年鑑』の「審判工作」と「統計資料」の部分を参照するとともに、最高人民法院の歴代活動報告のデータを参照した。しかし、説明が必要なことは、依然としてデータの違いが現れるときがあることである。例えば、2004年の未成年犯罪者の数は、2005年出版された『年鑑』第148頁の司法工作概況の中の統計は70086名であるが、『年鑑』第1065頁の審判機関の統計の中では70144名であり、総体において結論の信用度に大きな影響を持つことにはならないが、司法統計活動の正確性は強化が待たれることを依然として物語っている。差異のある場合、本文の中のデータは原則的に審判機関の統計を基準としている。
- 3) 1997年刑法第17条第2項の規定によると、14歳以上16歳未満の者は、故意による殺人、故意による重大な傷害または致死、強姦、強盗、毒物販売、放火、爆発、毒物混入の罪に対してのみ刑事責任を負うと規定するが、1979年刑法第14条第2項は、相対的刑事責任年齢の者が殺人、重大な傷害、強盗、放火、常習窃盗またはその他の社会秩序の破壊が重大である犯罪に対して刑事責任を負うと規定する。
- 4) 前掲2)『全国人民法院司法統計歴史資料彙編』(2000年版,第567頁)を参照。
- 5) 雷訊「我国少年法庭的建立與発展」、『中国青少年犯罪研究年鑑 (2001)』(第二巻)、中国方正出版社、2002年、第1183頁。1990年10月までは、南京市で全国少年刑事審判活動会議が開催されたとき、このデータは862である。
- 6) 即ち、少年事件総合廷は、刑事および少年の権益と少しの民事等に及ぶ事件を受理 する。
- 7) 郭浩善主編『中国少年刑事司法與審判実務』,人民法院出版社,1996年,第158頁。
- 8) 1998年, 我国で最初の未成年者刑事事件の指定管轄審判廷が江蘇省連云港市基層人民法院で設立され,今までに,江蘇,上海,河南,黒龍江,安徽,福建,山東等の省・市における一部の法院が全部で21の未成年者刑事事件指定管轄審判廷を設置している。
- 9) 社会において青少年犯罪の概念に対する規定はそれほどはっきりしないので、青少年犯罪は未成年者の犯罪または主として未成年者の犯罪であると恒常的に誤解されている。
- 10) 社会で広く流布している二つの70%, 即ち, 青少年犯罪の総数は全国における刑事 犯罪総数の70%を占め, その内, 未成年者の犯罪も青少年犯罪総数の70%を占めるに 至っていること, このデータは, 関連する全人大代表の立法議案の中にさえ現れてい

- る。例えば、「制定『未成年人網絡保護法』迫在眉睫」、『中国青年報』、2009年3月17日。明らかに、上述したデータは何らの統計的根拠もない。
- 11) 例えば、全人大常務委員会法制工作委員会刑法室が1983年9月に整理した「対刑法 的修改意見」、1988年9月の「関于修改刑法的初歩設想」等の文書。詳しくは、高銘 暄・趙秉志編『新中国刑法立法文献資料総覧』(中国人民公安大学、1997年)を見よ。
- 12) 同前,高銘暗·趙秉志編書。
- 13) 最高人民法院刑法修改小組「関于刑法修改若干問題的研討和建議」,前掲,高銘暄・趙秉志編書,第2346頁。
- 14) 実際には、これはまた、なぜ公安部が刑事責任年齢を下方修正するよう主張するのか、なぜ最高人民法院が現有の年齢の最低限を維持するよう主張するのかの重要な原因である。なぜなら、公安部の接触するデータは、14歳以下の者で重大な違法行為を実行する者がますます多くなると考えさせるかもしれないからである。しかし、最高人民法院の犯罪統計の中では、これらの現象は既に完全に排除されている。
- 15) 前掲(13) 論文, 第2351頁。
- 16) 1998年の犯罪統計において、あるデータは極めて奇異であり、信じ難く、どうしていいか分からない。例えば、犯罪者の身分では、犯行時に相対的刑事責任年齢の者であって国家分裂扇動罪を構成する者1名、交通事故罪5名、偽札の販売・購買・運搬の罪2名、偽札の所持・使用の罪1名、過失致死罪3名、児童猥褻罪1名、窃盗罪264名等々であるが、上述した罪名は、いずれも1997年刑法の規定する相対的刑事責任年齢の者が刑事責任を負う範囲には属さず、たとえ1997年刑法が効力を生じる前に発生したとしても、旧きに従い併せて軽きに従う原則に照らし、また無罪を宣告すべきである。その中の原因に関しては、なお考察が待たれる。

5 少年保護事件の調査・審判と 保護処分の現状

小 西 暁 和

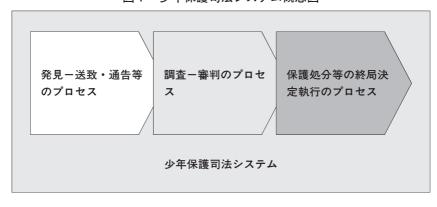
1 はじめに

わが国の司法機関の一つである家庭裁判所¹⁾では、送致・通告等を通じて受理された少年保護事件について「調査・審判」が行われ、「保護処分」を始めとした終局決定が行われる(図1参照)。

まず、報告の本論に入る前に、これらの「調査・審判」や「保護処分」の 基本的な性格を確認しておきたい。

こうした「調査・審判」や「保護処分」は、わが国の少年保護司法システムを大いに特徴付けている。というのも、わが国の少年法制が立脚する基本的な考え方がよく現われていると言えるからである。

図1 少年保護司法システム概念図



少年保護司法システムでは、少年による「非行」に対する理解の仕方が、 刑事司法システムにおける「犯罪」に対する理解の仕方とは異なっている。

刑事司法システムでは、犯罪という「行為」に着目する。そこで、刑事裁 判の場では、かかる「行為」の有無が明らかにされる。

これに対して、少年保護司法システムでは、性格や環境に問題を抱えてい る少年という「行為者」自体にも着目することになる。これらの性格や環境 が、犯罪的危険性を内実とする〈非行性〉を備えた少年の性質を決定付け、 少年を非行に向かわせたと考える。

社会心理学者のクルト・レヴィン (Kurt Lewin) が行動関数 (B=F (P, E)) として示したように、人間の全ての行動は、従属変数 B (Behavior: 行動) の 値として、P (Person (Personality): 人 (人格)) と E (Environment: 環境) とい う 2 つの独立変数の関数 (F: Function) によって決まる 2)。 飽くまでも、 「犯罪」や「非行」の事実認定とは、こうした人格的要因と環境的要因によ って決定される一定の行動に対して, 統制機関が有権的に行う定義付け活動 としてある。少年保護司法システムでは、刑事司法システムと異なり、こう した「非行」の事実認定に止まらず、審判に付された少年の行動を決定する 人格的要因や環境的要因まで明らかにしようと試みている。

そこで、家庭裁判所における調査のプロセスでは、少年の人格や環境から もたらされる〈非行性〉とその除去の可能性に関する「科学的」資料を収集 し、また、審判のプロセスでは、捜査機関等から送付されてきた非行事実に 関する資料と、これらの「科学的」資料に基づき、保護処分を中心として、 〈非行性〉を除去するために最良の方策は何かを探ることになる。少年法の 目的として、「少年の健全な育成を期」すため、「非行のある少年に対して性 格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」(傍点筆者) ことが掲げら れている所以である(少年法1条)。

上記の基本的な性格が、これらの「調査・審判」や「保護処分」を特色付 けていると言えるだろう。

それでは、具体的に、「調査・審判」や「保護処分」とは、どのような制

度なのだろうか。

本報告では、第一に、少年保護事件の調査・審判の現状と、第二に、保護 処分の現状を検討したい。これらの現状には、立法機関による立法政策の現 状と、司法機関・行政機関による法運用政策の現状が含まれる。

2 少年保護事件の調査・審判の現状

少年保護事件には、①14歳以上で犯罪を行った少年である「犯罪少年」の事件、②刑事未成年(責任無能力と見做される)たる14歳未満で刑罰法令に触れる行為を行った少年である「触法少年」の事件、③少年法で定められた行状・性癖(虞犯事由)が見られ、犯罪(もしくは触法行為)を行う高度の危険性(虞犯性)がある少年である「虞犯少年」の事件が含まれる。

家庭裁判所で、これらの事件は、様々な機関を通じて受理されることになる。少年の事件は、捜査機関(警察・検察)からの送致、児童福祉機関(都道府県知事又は児童相談所長)からの送致、家庭裁判所調査官からの報告、保護観察所長からの通告、一般人による通告といった経路から家庭裁判所に係属される。とりわけ「犯罪少年」の事件は、「全件送致主義」の原則に従い、捜査機関から必ず家庭裁判所に送致されることになっている。一方、「触法少年」や14歳未満の「虞犯少年」の事件については、児童福祉機関先議として都道府県知事又は児童相談所長から送致を受ける必要がある。なお、2007年の少年法等一部改正により、一定の重大な事件については、都道府県知事又は児童相談所長から原則的に家庭裁判所へ送致しなければならないことになった。

『司法統計年報』によると、これらの経路を通じた2007年の少年保護事件 新規受理人員数は、185,278名であった。その内訳は、捜査機関からの送致 が最も多く184,449名、児童福祉機関からの送致が388名、家庭裁判所調査官 からの報告が241名、保護観察所長からの通告が25名、一般人による通告が 175名である。また、これらの総数のうちの68,017名(36.7%)が道路交通に 関わる非行による少年保護事件3)であり、高い割合を占めている。

そして,これらの経路を通じて家庭裁判所で受理された事件について,調 査のプロセスに移ることになる。

(1) 調査

調査のプロセスは、大きく二つの要素から構成されている。一つは、家庭 裁判所調査官による社会調査であり、もう一つは、少年鑑別所による資質鑑 別である。前者は、少年の性格と環境を調査するのに対して、後者は、少年 の性格の調査に特化している。

(a) まず、少年鑑別所による資質鑑別から見ていきたい。

中間的な処分である観護措置の一つとして、少年鑑別所送致がある(少年法17条1項2号)。少年鑑別所送致の措置は、少年の資質鑑別の実施という目的と共に、少年の身柄の保全という目的もある。この措置による収容期間は、一般の事件では、原則として2週間が限度となるが(少年法17条3項本文)、特に継続の必要がある場合には、原則として1回の更新が認められ、4週間が限度となる(少年法17条3項但書、18条4項本文)。また、2000年の少年法一部改正により、「犯罪少年」による一定の重大事件で、その非行事実の認定に関して「証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれを行つたものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある」場合には、更に2回の更新が認められ、8週間が限度となるものとされた(少年法17条4項但書)。

なお、検察官も、裁判官に対して、勾留の請求に代えて観護措置の請求を することができる(少年法43条1項)。少年に対して身柄拘束が持つ悪影響を できるだけ少なくするためである。

この少年鑑別所とは、法務省矯正局に属する機関であり、日本全国に52庁 (分所1庁を含む)が設置されている(2009年4月1日現在)。少年鑑別所では、 少年に対して鑑別面接・心理検査・行動観察・医学的診断を行い、審判に必 要な資料を提供する。そこで、「心身の状況については、なるべく、少年鑑別所をして科学的鑑別の方法により検査させなければならない」ものとされている(少年審判規則11条3項)。そして、少年鑑別所では、鑑別面接等の結果に、家庭裁判所調査官の社会調査の結果やその他の資料をも併せ考慮しながら、鑑別判定を決定する。鑑別判定では、「保護不要」、保護観察等の「在宅保護」、少年院送致等の「収容保護」、あるいは検察官送致等の「保護不適」といった意見が示される。こうした鑑別判定は、少年の非行化要因の分析等と共に、鑑別結果通知書に記載された上で、家庭裁判所に送付され、審判で利用される4)。また、保護処分の決定の後には、少年院や保護観察所でも利用される1、また、保護処分の決定の後には、少年院や保護観察所でも利用されることになる。

『矯正統計年報』によると、「観護措置」、「勾留に代わる観護措置」、又は 勾留状・引致状等により入所した2007年の新収容人員数は、15,800名であった。

(b) 次に、家庭裁判所調査官による社会調査について見ることにしよう。

家庭裁判所調査官は、家事事件や少年の事件を取り扱う家庭裁判所に属し、 法律学や人間行動諸科学の知識を基にして、家庭内の紛争や少年による非行 の背後にある人間関係や生活環境等を調査する役割を担っている。

家庭裁判所が事件を受理し、裁判官が家庭裁判所調査官に対して調査命令を出した場合に、当該事件の調査が開始される。原則として、家庭裁判所が受理した事件については、審判に先立って調査が行われなければならない(調査前置主義)(少年法8条1項)。こうした家庭裁判所調査官による調査は、少年の環境的な非行化要因の調査にも及ぶことからも「社会調査」と呼ばれている。これに対して、裁判官による非行事実の存否に関する法的側面からの調査を「法的調査」と呼んでいる。「社会調査」は、「行為者」に着目しているのに対して、「法的調査」は、「行為」に着目している。

こうした社会調査は、「なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、 素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識 特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない」とされる(少年法9条)。そして、少年については、「家庭及び保護者の関係、境遇、経歴、教育の程度及び状況、不良化の経過、性行、事件の関係、心身の状況等審判及び処遇上必要な事項の調査を行」い、「家族及び関係人の経歴、教育の程度、性行及び遺伝関係等についても、できる限り、調査を行」うものとされている(少年審判規則11条1項・2項)。

家庭裁判所調査官は、こうした社会調査の結果と少年鑑別所による資質鑑別の結果とを合わせて考慮しながら、処遇意見を付し、裁判官に報告することになる。

また、審判開始後、調査(調査は通常、審判開始後も継続され得る)の一環として、「試験観察」を行うことができる(少年法25条1項)。試験観察とは、少年に対する終局的な決定を一定期間留保して、少年の行動等を観察するために行なわれる中間的な処分である。この試験観察は、調査を更に補強し、修正するものとしての調査の機能と、終局的な決定を留保して少年に心理的強制を加えることで少年の再社会化を図ろうとするプロベーション(probation)の機能を共に果たしている。その期間は、「相当の期間」と定められているが、暫定的な処分として、3ヶ月から6ヶ月程度が妥当と考えられている。なお、『司法統計年報』によると、2007年において一般保護事件の終局総人員5)のうち試験観察を経た少年の人員数は、1,849名であった。

(c) ここで「保護的措置」について指摘しておきたい。

保護的措置とは、家庭裁判所の調査・審判段階における教育的な措置を指す。家庭裁判所も少年を処遇・教育する機関の一つとして機能している。単なる決定機関ではない。

こうした保護的措置は、少年審判手続が、非行事実の存否の認定や保護処分等の終局的な決定を大きく上回る役割を果たしていることの証左と言える。 刑事裁判手続とは違い、少年審判手続自体が保護的・教育的な働き掛けとなっている。 保護的措置を三つのタイプに分けることができるだろう。

第一に、試験観察に付随した措置がある(少年法25条2項)。少年法上、三種類が定められ、「遵守事項を定めてその履行を命ずること」(遵守事項の履行。同項1号)、「条件を附けて保護者に引き渡すこと」(条件付保護者引渡。同項2号)、「適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること」(補導委託。同項3号)から構成される。補導委託には、「在宅補導委託(補導のみ委託)」と「身柄付補導委託」がある。従来は、後者の「身柄付補導委託」が中心であった。更生保護施設や児童自立支援施設のような各種の施設や団体、あるいは「職親さん」と呼ばれるような民間ボランティアの下に一定期間住まわせて補導を委託していた。ただし、近年では、前者の「在宅補導委託」として、社会奉仕活動(地域の清掃や老人福祉施設等における介護)、短期合宿活動、学生ボランティア (「少年友の会」) 活動等の社会資源を活用した活動も積極的に取り組まれている。

第二に、保護者に対する措置がある(少年法25条の2)。本規定は、2000年の少年法一部改正により新たに導入された。裁判官や家庭裁判所調査官が主体となり、審判廷や保護者との個別的な面接における訓戒や指導、保護者会等が実施されている。

第三に、その他の事実上の教育的な措置をカテゴリー化することができる。 家庭裁判所調査官により、少年に対して訓戒・助言・指導等が与えられたり、 反省文の提出や誓約書の徴取が行われたり、各種の講習が実施されたりなど しており、実施内容は多岐にわたる。講習には、従来、交通講習・シンナー 講習・思春期講習等があったが、近年では、被害者の視点を取り入れた講習 も実施されている。また、審判の場で、裁判官により、少年に対して訓戒等 が与えられることもある。

(2) 審判

以上で検討してきた調査の結果を踏まえ、家庭裁判所の決定により審判が 開始されることになる(少年法21条)。審判開始決定は、少年審判手続上の中 間的な決定として位置付けられる。

(a) 審判は、いくつかの原則に基づいて運営されている。

まず、審判の方式に関する原則として、「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」と定められている(少年法22条1項)。2000年の少年法一部改正前は、「懇切を旨として、和やかに行う」べきことが示される前段部分のみであった。ただ、審判は教育の場であるので、裁判官等が単に優しい態度で接するという意味ではなく、少年に対する教育的効果として必要な場合には厳しい態度で臨むべきであるということは、実務上、了解されていたと言える。そこで、2000年の少年法一部改正で新たに付け加えられた後段部分は、確認規定であると考えられている。

また、審判は公開しないという「非公開の原則」(少年法22条2項)、同一の少年に対する複数の事件は、なるべく併合して審判しなければならないという「併合審判の原則」(少年審判規則25条の2)、少年が審判期日に出頭しない時は、審判を行うことができないという「直接審理の原則」(少年審判規則28条3項)、異なる少年の事件の併合審理は原則的に許されないという「個別審理の原則」が、少年に対する保護的・教育的観点から、審判には採られている。

(b) 審判では、非行事実の存否を認定し、かつ、少年の〈非行性〉とその除去の可能性を吟味する。

非公開である審判を構成する出席者は、従来、一人の裁判官と少年との対 面的構造を中核にして、基本的には、保護者、付添人、家庭裁判所調査官、 裁判所書記官・事務官に限定されていた。少年に対する教育的効果を図るた め、信頼関係を醸成できる必要最小限度の人々であったと言える。

ただ,近年,立て続けに少年法の一部改正が行われる中で,審判を構成する出席者に変化がみられている。具体的に,どのような変化がみられている

のかを確認しておきたい。

まず、裁判官に関しては、2000年の少年法一部改正により、新たに、裁定合議制が導入された。そこで、審判は、原則として、一人制(単独制)なのだが(裁判所法31条の4第1項)、一定の事件(合議体で取り扱う旨の決定を合議体でした事件)では、複数の裁判官が審判を行う合議制を採るものとされた(同条2項)。合議体の裁判官は3名とされ、うち1名が裁判長になる(同条3項)。『司法統計年報』によると、2007年において一般保護事件の終局総人員のうち合議決定のあった人員数は、34名であった。

また、2000年の少年法一部改正により、必要があると認められる場合、検察官が審判に出席できるようになった。さらに、こうした検察官には、一定の場合に、証人等に対する尋問・少年に対する発問(少年審判規則30条の8)、証拠調べの申出(少年審判規則30条の7)、意見陳述(少年審判規則30条の10)も認められている。こうした検察官には、家庭裁判所の協力者的な役割が求められており、非行事実の認定手続を適切に運営するために、審判の協力者としての立場で関与することが予定されている。『司法統計年報』によると、2007年において一般保護事件の終局総人員のうち検察官関与決定のあった人員数は、26名であった。

裁定合議制や検察官関与の導入といった、これらの改正の趣旨は、非行事 実の認定手続の適正化を図ることとされている。

そして、弁護士である付添人に関しても、2000年・2007年・2008年の少年 法一部改正を通じて、「必要的付添人制度」(少年法22条の3第1項、22条の5第 2項、32条の5第1項)や「国選付添人制度」(少年法22条の3第2項、32条の5第 2項、35条2項)の創設・拡大が図られている。「必要的付添人制度」は、審 判に検察官が出席する場合等に、裁判所が必ず弁護士である付添人を付さな ければならないという制度であり、また、「国選付添人制度」は、一定の重 大事件で、少年鑑別所に収容される観護措置がとられた「犯罪少年」あるい は「触法少年」に対しては、家庭裁判所、高等裁判所、最高裁判所の各段階 で国選付添入を付し得るという制度である。 わが国の少年法では、2000年の一部改正により犯罪被害者保護制度(意見の聴取(少年法9条の2)、審判結果等の通知(少年法31条の2第1項)、記録の閲覧・謄写(少年法5条の2第1項))が新たに導入され、さらに2008年の一部改正により、従来の制度の対象範囲が一部拡大されると共に、新たな犯罪被害者保護制度(審判の傍聴(少年法22条の4第1項)、審判の状況に関する説明(少年法22条の6第1項))が導入された。このように、2008年の少年法一部改正により、新たに、相当と認められる場合、家庭裁判所が当該事件の被害者による審判の傍聴を許可できるようになった。家庭裁判所は、「犯罪少年」や12歳以上の「触法少年」による殺人事件等一定の重大事件の被害者等から申出がある場合に、少年の年齢や心身の状態等の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、審判の傍聴を許すことができるものとされている。本制度は、2008年12月より実施されている。

以上のように、少年法の一部改正を通じて、審判を構成する出席者の範囲が拡大してきていることが分かる。本来、予定されていた少年審判手続の基本構造が変容してきているのかもしれない。

(c) 最終的に、審判では、少年に対して終局的な決定が行われる。

終局決定の種類には、審判不開始決定(少年法19条1項),不処分決定(少年法23条2項),児童福祉機関(都道府県知事又は児童相談所長)送致決定(少年法18条1項),検察官送致決定(少年法20条1項),保護処分決定(少年法24条1項)がある。

まず、そもそも審判を開始しない審判不開始決定と、審判を開始したが児 童福祉機関送致決定・検察官送致決定・保護処分決定のいずれもなされない 不処分決定がある。これらの決定の場合には、非行事実が認められなかった 場合の他、上述のような保護的措置を受けた結果として保護の必要性が減少 した場合も含まれている。

また,児童福祉機関(都道府県知事又は児童相談所長)送致決定により,事件が児童福祉行政システムに移される。厚生労働省の所管する機関が中心とな

る児童福祉行政システムは、少年保護司法システムに比べて、より法的な強制力が低いものと言えるだろう。

検察官送致決定は、「逆送」とも呼ばれる。検察官から家庭裁判所に送致された「犯罪少年」の事件を、審判の結果として再び検察官に送致するからである。検察官送致決定により、「犯罪少年」の事件が少年刑事司法システムに移される。成人に対する刑事手続に準じた少年刑事司法システムは、少年保護司法システムに比べて、より法的な強制力が高いと言える。また、少年刑事司法システムは、冒頭で説明したように、基本的には、刑事司法システムとして主として犯罪という「行為」に着目する。

2000年の少年法一部改正により、検察官送致決定が可能な年齢を16歳以上から14歳以上へと引き下げる(少年法20条1項)と共に、16歳以上の「犯罪少年」による一定の重大な事件については、原則として、検察官送致決定を行うものとされた(同条2項)6)。少年刑事司法システムでの「犯罪少年」の事件処理の拡充が図られたものと言える。

これらの児童福祉機関送致決定と検察官送致決定は、対象少年の事件の処

図 2 少年事件に対応するシステム間における事件の移行

児童福祉行政システム

児童福祉法27条1項4号(家庭 裁判所への送致)等



少年法18条1項(都道府県知事 又は児童相談所長への送致)・24 条1項2号(児童自立支援施設 又は児童養護施設への送致)等

少年保護司法システム

少年法20条 (検察官への送致)



少年法55条(家庭裁判所への移 送)

少年刑事司法システム

理に当たってより適切なシステムへと事件を移行させるものであると言える (図2参照)。

保護処分決定は、少年保護司法システム上で「少年の健全な育成」という 目標を達成するものである。保護処分を行うことが少年保護司法システムの 根幹を形成していることは、少年法の目的として1条に掲げられていること からも分かる。この保護処分は、保護観察(少年法24条1項1号)、児童自立支 援施設・児童養護施設送致(同項2号)、少年院送致(同項3号)から成る。こ れらの各処分内容は、次章で詳しく説明したい。

『司法統計年報』によると、2007年における一般保護事件の終局総人員数は、59,697名(うち男子48,119名、女子11,578名)であり、終局決定別では、審判不開始決定が28,619名(47.9%)、不処分決定が12,137名(20.3%)、児童福祉機関送致決定が225名(0.4%)、検察官送致決定が736名(1.2%)、保護処分決定が17,980名(保護観察が13,998名(23.5%)、児童自立支援施設・児童養護施設送致が297名(0.5%)、少年院送致が3,685名(6.2%))であった。なお、非行名別では、窃盗が最も高く30,895名(51.8%)、次いで遺失物等横領が6,725名(11.3%)、傷害が5,821名(9.8%)、住居侵入が2,466名(4.1%)、恐喝が1,688名(2.8%)の順となっている。

3 保護処分の現状

上述のように保護処分は、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送 致、少年院送致の3種類から成る。以下、それぞれの処分内容を、相互の違いに着目しながら検討してみたい。

(1) 保護観察

保護観察とは、社会の中で通常の生活を営ませながら、生活の目標や指針を定めて守るように指導監督すると共に宿泊所の提供や就職の援助等について補導援護することを通じて、更生を促進しようとする制度である。社会内

処遇の一形態である。保護観察自体は、保護処分として付される場合の他、 少年院からの仮退院の場合、また成人も含めて、刑務所からの仮釈放の場合 や保護観察付執行猶予の場合等も実施される。

保護観察所に属する保護観察官とボランティアである地域の保護司が主体となって、こうした保護観察を行う。保護観察所は、法務省保護局に属する機関であり、日本全国に53庁(支部3庁を含む)が設置されている(2009年4月1日現在)。

2007年の少年法等一部改正により、保護処分として保護観察に付された少年に対して、一定の場合に少年院や児童自立支援施設・児童養護施設といった施設収容処分に変更することが可能となった(少年法26条の4、更生保護法67条)。こうした改正は、保護処分としての保護観察に実効性を持たせるためと考えられている。

(2) 児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設は、いずれも厚生労働省の所管する児童福祉施設である。児童自立支援施設は、日本全国に58施設(国立2施設, 都道府県立および市立54施設,私立2施設)あり、児童養護施設は、日本全国に568施設ある(2009年4月1日現在)。

児童福祉法上、児童自立支援施設の対象児童は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」とされている(44条)。また、同じく、児童養護施設の対象児童は、「保護者のない児童(…)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童」とされている(41条)。保護処分で児童養護施設送致になる事件はほとんどないと言える。

これらの児童福祉施設における処遇は、飽くまでも、18歳未満の者である「児童」に対する自立に向けた援助として位置付けられている。これらの施設では、保護処分によって送致されてきた児童だけではなく、児童相談所を通じて措置された被虐待児童等と共に生活をすることになる。とりわけ児童

養護施設では、その傾向が強い。そこで、少年院とは異なり、開放的な施設となっている(例外として、国立の児童自立支援施設には、児童の行動の自由を制限する等の強制的措置を行うための設備(寮)がある)。

(3) 少年院送致

少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された者並びに少年院において刑の執行を受ける者(少年法56条3項。「少年院収容受刑者」)を収容し、これに矯正教育を授ける施設である(少年院法1条)。こうした少年院における処遇は、施設内処遇の一形態である。少年院では、「個別的処遇計画」に基づく処遇の個別化と分類処遇が積極的に図られてきた。こうした少年院は、法務省矯正局に属する機関であり、日本全国に52庁(分院1庁を含む)が設置されている(2009年4月1日現在)。

少年院には、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の4種類があり、男女で区分されている。初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上、おおむね16歳未満の者を収容し、2007年の少年法等一部改正により、新たに14歳未満の少年も収容できるものとされた(少年院法2条2項)。また、中等少年院では、心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上、20歳未満の者が収容される(同条3項)。特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上、23歳未満の者を収容する(但し、16歳未満の者でも、少年院収容受刑者は、収容することができる)(同条4項)。そして、医療少年院では、心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者が収容され、初等少年院と同じく、2007年の少年法等一部改正により、新たに14歳未満の少年も収容できるようになった(同条5項)。

また、少年院には、処遇区分として、一般短期処遇(収容期間は原則として 6ヶ月以内)、特修短期処遇(収容期間は 4ヶ月以内)、長期処遇(収容期間は原則として 2年以内)が設けられている。これらのうち、短期処遇は、初等・中等少年院のみ実施されている。少年の非行傾向等に対応して、収容期間が定められているものと言える。

少年院は、児童自立支援施設とは違い、閉鎖的な施設として位置付けられる。ただ、少年院の種類や処遇区分等に応じて、閉鎖性の高い施設がある一方で、比較的開放的な施設もある。

少年院における矯正教育は、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動の5つの柱から成り立っている。とりわけ、生活指導では様々な教育技法・プログラムが導入され、また職業補導では積極的に資格・免許取得が行われている。

こうした少年院と上述の児童自立支援施設とでは、処遇の基本的な方法論に違いがある。その違いは、少年院の「育て直し」と児童自立支援施設の「育ち直し」という形で表現されることがある。かつては、それぞれが「矯正」院と「感化」院と呼ばれていたように、外部的な力を用いて処遇を行うか、児童の内部的な力に頼って処遇を行うかの相違がある。

なお、1998年から2007年までの少年院出院者について、出院から5年以内に再入院した者の比率は、16.2%から17.4%までの範囲に納まっており、また出院(複数回入院した者の場合には、その最終の出院)から5年以内に刑事施設に入所(初入受刑者としての入所の場合のみ)した者の比率は、8.7%から9.6%までの範囲に納まっている7)。

4 おわりに

以上で検討してきたように、わが国の少年保護司法システムの調査・審判及び保護処分の場面では、単なる非行事実の認定に止まらず、少年の行動を決定している人格的要因や環境的要因まで明らかにして、それらに対する適切な対応を探ることが試みられている。

ただ, わが国の少年保護司法システムも, 社会システムの大きな変動に伴い, 変化し続けている。

背景として社会における様々な変化が考えられるが、人々の間で「少年」 という社会的属性の持つ意味が変化してきていることも挙げられよう。失敗

を繰り返しつつも自立に向かって成長していくという「少年」像は、現在必 ずしも社会的に広く共有されているとは言いがたいように見える。現代のわ が国では、人々が、そうした「少年」という社会的属性に余り特別な位置付 けを与えなくなってきているのだろう。そこで,非行という「失敗」に対し ても、社会的に不寛容な態度が取られることにもなる8)。

ただ、これまで検討してきたように、少年の抱える人格的・環境的な非行 化要因に働き掛けることは大いに意義があると考えている。少年保護司法シ ステムにおける「調査・審判」や「保護処分」の持つ意義を再確認する必要 があるだろう。

注

- 1) 家庭裁判所は、日本全国に50庁が設置されており、その支部(203庁)や出張所(77 箇所) も各地に設けられている (2009年4月1日現在)。少年による事件の他, 夫婦関 係や親子関係を巡る紛争等の家事事件も取り扱う。
- 2) See Kurt Lewin, Field Theory in Social Science, Tavistock Publications, 1952, pp. 238-240. また,石川正興「非行少年の処遇-刑罰か,保護処分か | 石川正興=曽根威 彦=高橋則夫=田口守一=守山正『少年非行と法』(成文堂,2001年)165-166頁参照。
- 3) 道路交通保護事件(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関す る法律違反保護事件) 並びに一般保護事件のうち車両運転による業務上(重)過失致 死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び危険運転致死傷事件を指す。
- 4) 鑑別判定と家庭裁判所での終局決定との一致率は比較的高いと言える。『矯正統計年 報』によると、2007年における両者の一致率は、最も高い保護観察が83.5%、次いで 検察官送致が62.1%, 少年院送致が57.0%, 児童自立支援施設・児童養護施設送致が 54.7%であった。
- 5) 少年保護事件の既済総人員(延べ人員)(197,574名(2007年))から,道路交通保護 事件(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護 事件)(40.714名(同))を除き、更に(1)簡易送致事件(家庭裁判所の書面審査のみで 終局させる一定の極めて軽微な事件),(2)車両運転による業務上(重)過失致死傷事件, 自動車運転過失致死傷事件及び危険運転致死傷事件,(3)移送・回付事件,(4)併合審理 され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)を除いた人員(59.697名(同)) である。
- 6) 少年法20条2項対象事件の平均検送率(検察官送致決定を受けた人員の比率の平均 値)を改正法施行前の10年間と改正法施行後の2001年4月から2007年までの期間とで 比較すると、殺人が24.8%(統計上未遂を含む)と56.6%、傷害致死が9.1%と57.5%、 強盗致死が41.5%と75%になる。

- 7) 法務省法務総合研究所編『平成20年版 犯罪白書』(太平印刷社,2008年)166-167 頁参照。
- 8) 例えば、(殺人罪の)被告人が「少年」であることを量刑上どのように考慮すべきかに関して、2005年に司法研修所が一般の国民と裁判官に対してアンケート調査を実施した。その結果、90.7%の裁判官が刑を軽くする方向に影響すると回答したのに対して、一般の国民からの回答では49.9%が刑の軽重に影響しないと考え、さらに25.4%が刑を重くする方向に影響すると考えていることが示された(司法研修所編『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究―殺人罪の事案を素材として―』(法曹会、平成19年)11頁、125-128頁参照)。少年刑事司法システム上の場面に関してであるが、「非行少年」に対する人々の意識の一端を示していると言えよう。

6 中国における未成年者の裁判制度

趙 国 玲

1 中国における未成年者の裁判機関の設立と発展

(1) 中国の少年法廷の発展プロセス

世界的範囲において、各国の未成年者の司法制度の設立と発展は、いずれも未成年者の犯罪と密接に関連し、我国もまた例外ではない。前世紀の80年代初期、青少年犯罪の数は激増し始め¹⁾、かつ、暴力化・ごろつき集団化・低年齢化等の特徴が現れている。正にこの背景の下で、少年司法制度の核心的内容としての少年裁判機関および裁判制度が機運に乗じて生まれた。

1984年11月,上海市長寧区の人民法院は中国大陸で最初の少年法廷を設立し、これは我国における少年司法の「法廷モデル」の始まりであり,また「少年司法」が中国大陸において真に出現したことを意味している。従って、一般にはいずれも,上海市長寧区人民法院の少年法廷設立が少年司法制度の中国大陸における誕生を宣告したと考えられている²⁾。その後の25年の時間の中で,少年法廷制度は探索の中で絶えず発展し完備されている。現在まで、全国の法院システムは全部で2219の少年法廷を設立し,7018名の専門の少年審判裁判官がいる³⁾。最高人民法院は,我国少年法廷の発展プロセスをおおむね以下の四段階に区分している。

第一段階は、1984年乃至1988年で、少年法廷の創設と探索の段階である。 上海で初めて設立されたのに続き、江蘇・北京・福建等の省・市が相次ぎ、 上海の経験とやり方を積極的に模倣し、若干の少年法廷を設立するとともに、 それぞれ若干の活動経験を蓄積した。1988年5月,最高人民法院は上海において「全国の裁判所が未成年者の刑事事件を審理した経験交流の会議」を独自に開き、「少年法廷の設立は刑事裁判制度の一つの改革であり、条件のある法院に普及することができる」と明確に指摘した。会議の後、全国各地の法院は迅速に反応し、少年法廷の設立は個別の省・市から全国的範囲へ拡張し、少年法廷の活動は人民法院における裁判活動の重要な構成部分となった。この段階での少年法廷発展の主要な特徴は、少年法廷での活動の様式・方法を積極的に探索し、少年法廷の数が迅速に発展したことである。

第二段階は、1989年乃至1993年で、少年法廷の拡張と普及の段階である。 1991年、最高人民法院は正式に「少年刑事事件を処理することに関する若干 の規定(試行) を公布して実施し、これは少年の裁判活動を規範化した最初 の規範的文書であり、未成年者による刑事事件における裁判活動の基本原則 と処理手続きを確立した。同年、最高人民法院は、国家教育委員会・全国総 工会(全国労働組合連合会)・全国婦女連合会・共産主義青年団中央等の部門と 連合で「少年刑事事件を審理し特別招請陪審員を招聘することに関する連合 通知」を公布し、未成年者による犯罪の総合管理に関連する活動を展開し結 実させるよう推進した。全人大常務委員会は、中国政府が『児童の権利に関 する条約』に加盟したことを批准し、少年司法に関する対外交流と協力の範 囲はいっそう拡大し、少年法廷の規模は迅速に発展した。同様に、1991年に は、『未成年者保護法』が公布され、これは我国で最初の未成年者を保護の 対象とする専門の法律であり、司法機関が未成年者による刑事事件を処理す る上で遵守しなければならない活動上の方針と原則を初めて明確に規定する とともに、司法機関が未成年者による刑事事件を処理するとき、専門機関を 設置し、専門家による処理を保障し、少年法廷の機関が合法的に存在するた めに法律的根拠を提供した。この段階において、江蘇省常州市天寧区の法院 は、我国で最初の未成年者事件の総合審判廷を成立させ、未成年者の刑事、 民事および行政事件を統一して受理し審判した。この段階は,我国少年法廷 の建設が長足の発展を遂げた段階である。

第三段階は、1994年乃至2003年で、少年法廷の強化と規範化の段階である。 1994年、最高人民法院は少年法廷指導小組を設立し、全国における法院の少 年法廷の指導的活動に責任を負い、これは、少年法廷の活動が正式に最高人 民法院の監督指導システムに組み込まれたことのメルクマールであり、少年 法廷の活動が更に規範化され、秩序をもって発展する軌道を歩んでいること を示している。1995年、第三回全国法院少年法廷活動会議が福州で開かれ、 「強固・強化・充実・規範・向上・発展」の十二文字の少年法廷の活動方針 を提出し、全国の裁判所における少年法廷活動の規範性は明らかに強化され た。1998年、第四回全国法院少年審判活動会議が成都で開催され、会議は、 「各中級法院は専門の合議廷を設立しなければならず、条件のあるときは、 独立して編制される未成年者刑事裁判廷を設立しなければならない」と強調 している。同年5月、江蘇の連云港市海州区の法院は、率先して未成年者の 刑事事件に対し、集中して管轄する審判を実施する改革の展開を試み、引き 続き、黒竜江・上海・河南等の省・市のいくつかの地方法院も未成年者の刑 事事件について集中管轄審理のやり方を採用しようと試み、これは少年法院 を成立させる模索のために貴重な経験を蓄積した。1999年、未成年者犯罪予 防法が登場し、この法は初めて法律の規定の中で「少年法廷」という名称を 明確にした。2001年、上海市高級人民法院は初めて少年法院設置の試行構想 を提出し、2003年、全人大の内務司法委員会は、「条件のある大中の都市に おいては、少年法院設置の試行活動を展開することができる」と初めて明確 に提出した。少年法院の問題は、これより探究の関心事となった。

第四段階は、2004年から現在までで、少年法廷の改革の深化と健全完備の段階である。2004年、最高人民法院は「二五」改革綱要の中で、「未成年者の刑事事件および未成年者の権益保護に及ぶ民事・行政事件の組織的機構を完備すること、条件を備える大都市は少年法院設置の試行活動を展開し、未成年者による司法活動の特殊な需要に適応し、中国の特色ある少年司法制度の設立と完備を推進する」と明確に要求している。2006年、全国法院第五回少年法廷活動会議が広州で開かれ、この会議のテーマは少年司法制度の改革

推進を速めることであり、これは、少年法廷の発展が新たな時期へ踏み出し、少年法廷の諸改革と活動上の重大措置が最高人民法院の指導する活動範囲に統一して組み入れられたことのメルクマールである。会議の後、最高人民法院は、一部の中級人民法院が未成年者による事件の総合審判廷を設置する試行をスタートさせ、15の省・市・自治区の17の中級法院を試行単位として確定した4)。

(2) 中国の少年法廷の現状

当面,我国の少年法廷には,主に二種類の制度的編成がある。一つは,刑事廷内に設けられる固定合議廷(1800個)であり,もう一つは,その他の審判業務の法廷と同等に編制される法廷である(419個)。少年法廷には事件を受理する二種類の範囲がある。一つは,未成年者が被告人となる刑事事件を受理するだけであり,もう一つは,未成年者の刑事事件を受理するだけでなく,未成年者の権益保護に及ぶ民事事件および行政事件の一部を受理する。未成年者の刑事事件について言うと,当面は,少年法廷によって専門の審判を実行することが既に基本的に実現されている5)。

② 中国未成年者裁判制度の改革活動における メカニズムの探索

我国における少年裁判の20年余りの発展過程の中で、各級の法院は、未成年者の特徴について国外の先進的経験を参考にし、我国の国情に合致する未成年者裁判活動のいくつかのメカニズムを探索しており、主に、以下のものが含まれる。

(1) 円卓審判

いわゆる円卓審判の方式は、弾力性と厳粛性は相結合するという原則を採 り入れ、裁判官席タイプの審理を改めて円卓タイプの審理とし、未成年者の 生理的・心理的特徴に適応する方式を弾力的に運用して審判を行う法廷審理 の方式である。その主要な特徴は、従来の審判廷の配置形式を変更すること により、法廷審理の中での尋問の言葉使い・重点・態度および法廷審理手続 きのコントロールと掌握について、過去の堅苦しいタイプから、円満で和ら げるようなタイプへ改めて、そうして、和らいだ、穏やかで、また法律の厳 粛性を失わない法廷審理の雰囲気を作り出し、形式と内容の統一を実現し、 法廷審理の最適な効果を勝ち取ることである。

当面, 我国における未成年者の裁判活動の中で, 絶対多数の少年法廷は, いずれも円卓審判の活動メカニズムを樹立している。例えば、山東省では、 徳州中級法院において未成年者総合事件審判廷が創設された当初、大審判の 法廷を配置して少年法廷にするとともに、20万元の特別支出金を出して、 「円卓審判モデル」に照らし法廷に高規格・高基準の装備を行っている。現 在まで、山東省の148個の少年法廷の中で、円卓法廷モデルを設けた法廷は 122個で、83%を占める6)。福建省では、惠安・石獅・尤渓・薌城等の法院 は、いずれもU型、楕円形または円形の審判席を設計し、少年に関わる事 件に対して「円卓審判」を行うとともに、未成年の被告人に対しては警備の 道具を使用せず、座ったままで法廷の調査と尋問を受けるせ、未成年者の刑 事審判手続き上の特色を出している。沙県法院の少年法廷は、被告席を特別 に本の形状に設計して、少年の被告人に法廷審理の時に学校へ戻ったかのよ うにさせ、法廷審理と教育を更に受け易くしている7)。

(2) 社会調査員制度

「社会調査員制度」は、未成年者による刑事事件を処理する過程において、 社会的な力に依拠して、処理の決定を下す前に、未成年の犯罪被疑者(被告 人) による犯罪行為の背景・状況に対して、社会の関係方面を通じ調査する ことを指す。「社会調査員制度」は、未成年の犯罪被疑者(被告人)の成長過 程や生活環境を全面的・客観的・公正に反映し、未成年の犯罪容疑者(被告 人)が犯罪を行った主観的・客観的原因を立ち入って細かく分析し、司法機

関が客観的かつ公正に未成年の犯罪容疑者(被告人)を処理および教育・感 化・救済するために重要な根拠を提供することができる。2004年、青島市南 区の法院は、全国で初めて人格調査制度を展開し、未成年の被告人の家庭の 背景、成長過程、生活の痕跡、性格の特徴等について調査を行い、法廷の中 で提示するとともに、量刑の際の参考にすべき情状とした。この改革は、最 高人民法院、全国各地の法院および社会の広い関心を受け、社会調査員制度 の樹立と成果を推し進めた。山東省の若干の少年法廷は、また社会調査員の 招聘制度を樹立している。例えば、楽陵法院と楽陵市社会治安総合管理弁公 室は連合で「未成年被告人犯罪背景調査工作室」を成立させ、社会調査員を 統一管理している。棗庄中級法院は、市検察院・市公安局・市司法局・市教 育局と連合して「未成年者による刑事事件を処理する社会調査員制度を樹立 する実施意見(試行) | を公布し、「社会調査員制度 | を「前向き |・「後向き | に刷新している。「前向き」は公安の捜査段階へ延長し、「後向き」は教育支 援活動へ延長し、社会的反響も良好である。当面、山東省が「社会調査員制 度 | を実行する少年法廷は82であり、全省における少年法廷総数の55.4%を 占め、審理された未成年者の事件はいずれも良好な社会的効果を得ている。 調査によると、50.3%の未成年犯に開延時において社会調査員の参加があり、 その内、70.1%の未成年犯が法廷審理の中で社会調査員制度を展開すること に承諾を示している。

(3) 法定代理人出廷制度

我国『刑事訴訟法』第14条は、18歳未満の未成年者が罪を犯した事件については、尋問および審判のとき、犯罪被疑者、被告人の法定代理人が立会うよう通知することができると規定する。最高人民法院の2001年「未成年者による刑事事件を審理することに関する若干の規定」(以下、「若干規定」と称す)第19条によると、開廷し審理する前、未成年被告人の法定代理人が出廷するよう通知しなければならない。法定代理人が出廷することができず、または出廷が確かに不適当であるときは、その他の保護者またはその他の成年親族

が出廷するよう別に通知しなければならない。通知を経て、その他の保護者 または成年親族が出廷しないときは、人民法院は記録しなければならない。

我国の少年裁判の中で、各少年法廷はいずれも法定代理人の出廷を保障し、 未成年者の合法的権益をしっかり守る措置を積極的に採っている。山東省も、 開廷前における釈明制度を規定し、人民法院が開廷前に積極的で有効なルートを採り、未成年当事者の法定代理人と関係を持つとともに、法定代理人に その出廷する法律的意義と効果をはっきり述べ、刑事事件の中での親心による感化作用のために制度的基礎を定めること、被害者が未成年者である刑事 付帯民事訴訟ならびに少年に関わる民事および行政事件の中で、担当裁判官 は、訴訟代理人に委託し、法律扶助および司法救済を申請する等の面における法定代理人の権利を明確に告知し、未成年者の権利擁護事件における法定 代理人の積極的役割を十分に発揮するよう要求している。山東省における当 面の未成年の法定代理人の出廷率は既に93.2%に達し、ある基層法院の法定 代理人の出廷率は100%に達している。

(4) 判決の一時延期

判決の一時延期とは、刑事訴訟の活動の中で、既に犯罪を構成するとともに一定の条件に該当する未成年の被告人に対し、開廷審理を経た後、その犯した犯罪行為および罪を悔いる態度に基づき、暫時刑に処さず、判決を延期する「決定」を下し、それを法院の設定する観察期間内において、社会に戻して引き続き就業もしくは就学させ、または司法機関が社会福利機関を指定し、それに対して観察して教育支援を行い、観察期間が満了した後は、再び元の犯罪事実と情状に基づき、被告人の観察期間における態度を結びつけて判決を下すことを指す。上海長寧区の人民法院少年法廷は、1993年12月20日に最初の未成年被告人に対し判決の一時延期を宣告して以降の10年近くの期間内に、21件の未成年者の事件があり、計29名は判決が一時延期され、審判に参与した裁判官の紹介するところによると、効果も良好であり、一人が正常に死亡したことを除き、この29名の中で改めて就業または就学した者は25

名であり、3名が様々な原因によって未だ職業を見つけていないにすぎない。 上海のやり方は、次々と北京8)・広東9)・重慶10)・江西11)等の地の法院に よって模倣され、当面、我国の多くの地方の基層法院は、情状が軽く、社会 的危険性が明らかでなく、人民の憤りが大きくない未成年者の犯罪事件に対 してこの種の方法を適用し、それによって刑事司法手続きが未成年者にもた らす不利な影響とマイナスの役割を軽減しようと大量に試みている。

(5) 刑の適用緩和

我国の少年法廷は、判決においては基本的にいずれも刑の緩和化の原則を 貫徹している。山東省では、少年法廷は「判決することもできればしなくて もかまわないときは、判決しないことを主とし、軽くもできれば重くもでき るときは、軽くを主とし、猶予することもできれば猶予しなくてもかまわな いときは、猶予を主とする | ことを堅持し、非監禁刑と罰金刑の適用率を絶 えず引き上げている。2003-2007年、山東省の処した未成年犯罪者の中で5 年以上の有期懲役・無期懲役に処せられた者は、判決を受けた者の総数の 14.53%を占め、重刑の率はかなり低い。刑事処分の免除および執行猶予・ 管制・罰金等の非監禁刑に処せられた者は、50.53%を占めている。広東省 では、省高級人民法院は、未成年被告人に対しては「四不 (四つのしないこ と) | を、即ち、罪を定めなくてもかまわないときは、できるだけ罪を定め ないこと、刑に処さなくてもかまわないときは、できるだけ刑に処さないこ と、軽い刑に処すことができるときは、できるだけ重刑に処さないこと、執 行猶予に処すことができるときは、できるだけ監禁刑に処さないことを堅持 し、道を踏み外した未成年者に社会に復帰させ、人生をやり直す機会を与え るよう明確に提出している。全省の法院では、未成年の被告人に対して執行 猶予を適用する割合は高められている。2006年、全省の法院が判決を下した 未成年犯の中で、3年未満の有期懲役に処せられた者は5785名、拘役・執行 猶予・刑事罰免除に処せられた者1538名,それぞれ未成年犯総数の65.56% および17.43%を占め、その内、執行猶予を適用した割合は7.16%であり、

2005年と比べて0.31%上昇した¹²⁾。刑の適用緩和の活動メカニズムは実践の中で大きな成果を勝ち取り,道を踏み外した多くの未成年者を教育し救済している。例えば,1987年9月乃至2007年9月,北京市海淀区の人民法院が判決を下した5200名余りの未成年犯の中で,1200名余りは非監禁刑に処せられ,更にまた罪を犯した者は,非監禁刑の未成年犯総数の1%前後を占めるにすぎなかった。また45名は清華大学・北京理工大学を含む大学等の試験に合格し,研究生に合格した者が3名,海外に留学し研究を深めた者が2名いる¹³⁾。

(6) 心理的矯正

我国では、いくつかの少年法廷は心理カウンセラーの招聘を開始し、法廷審理において「症状に応じて投薬し」、未成年犯の心理問題を根本から矯正治療し、良好な効果を収めている。山東省では、2005年4月、青島市南区法院の少年審判廷は「心のオアシス心理指導センター(心霊緑洲心理輔導中心)を成立させ、精神科の医師資格を備えた心理教員を招聘して未成年犯に対し心理的指導を行い、同時に、得た状況を速やかに法院へフィードバックし、これは、裁判官が少年犯の様々な心理問題に対して重点的な教育援助の措置を採り、これによって最終的な救済目的に達する上で便利である。楽陵の法院は専門の資格を備えた6名の心理カウンセラーを招聘し、「心理矯正治療センター」を成立させ、専門のオフィスと施設を配備し、事件の審理過程と教育援助過程において未成年者に心理的指導を行い、単純な審理が未成年の被告人にもたらす良くない影響を避け、犯罪心理を根本から矯正治療する目的に到達して、良好な効果を収めている。当面、心理カウンセラー制度は山東省全省の法院で徐々に設置されつつある。

江蘇省では、2009年4月、南京市中級人民法院と南京市教育局によって合同で設立された「南京市少年心理司法矯正治療センター」が市中級法院に正式に業務を開始して成立するとともに、矯正治療センターの専門家グループを成立させた。この類の事件が開発して審理されるとき、法院は弁護人席の

側に矯正治療要員の席を設置し、矯正治療の要員は、法廷弁論が終わった後に、矯正治療の対象に対して心理的な疎通と教育を行うことができる。この外、法院はまた量刑に際し、被告人の心理的矯正治療の情況を総合的に考慮する¹⁴。

(7) 多様な形式の教育援助活動のメカニズム

我国において、少年法廷は審判活動を適切に行う外に、また多種類の形式 の教育援助活動のメカニズムを樹立している。例えば、山東省では、基層法 院は未成年犯の档案を普遍的に設けて、監禁刑に処せられた未成年犯に対す る改造の情況を速やかに了解し、非監禁刑を適用した未成年犯に対しては集 中教育を定期的に展開する。例えば、青島市南区の法院の設立した「陽光学 校一、棗庄滕州市の法院が開設した「光明法律業余学校」、徳州楽陵市の法院 が設立した「新生業校」、濰坊高密市の法院が設立した「新生学校」等は、 いずれも未成年者の生理的・心理的特徴および教育水準に対応させて、未成 年犯に法律知識を系統的に伝え、情操道徳教育を行う。いくつかの基層法院 も、地域社会の教育援助基地の樹立、援助協議の締結等の方式を通じて、非 監禁刑に処せられた未成年犯に対する地域社会での矯正に参与している。例 えば、青島市南区の法院は湛山地域矯正教育援助基地を設立し、東営広饒県 の法院は老人ホームに「特殊青少年心理教育基地 | を設立し、管制・執行猶 予・刑罰免除に処せられた未成年犯を組織し、地域社会を指定して義務労働 に参加させ、その健全な人格と精神を再形成する。青島城陽区の法院は、教 育援助単位と連携して、管轄区域における農村未成年犯の教育援助活動をう まく行っている。墾利法院の「青少年法制教育基地」は、さまざまな学齢期 の学生の生理的・心理的特徴と受容能力に基づき、対症的に法制教育を展開 している。臨沂市の中級法院と単県の法院は、「人民法院の地域社会におけ る矯正活動への参与についての意見」を制定し、地域社会での矯正を未成年 犯の教育援助と緊密に結び付けている。

(8)前科取消制度

未成年者による犯罪の前科取消制度は、また未成年者刑事汚点取消制度・ 未成年者犯罪記録廃棄制度と称し、かつて有罪の宣告を受けたことがあり、 または刑に処せられた未成年者が法定条件を備えるとき、法定機関によりそ の有罪の宣告または処罰の記録を取り消す制度を指す。我国の少年審判の中 で、前科取消制度はずっと絶えず探究されているが、大きな広がりはなかっ

四川省彭州市の人民法院は、かなり早く当該制度を実施した法院である。 2007年, 当該法院は, 事件の中で, 「少年犯『前科取消』試行方案 | を実施 している。当該案によると,前科取消制度の実施は慎重の原則に基づかなけ ればならない。即ち、第一は適用する対象である。前科取消方案は主に、在 学している未成年者の犯罪で、かつ過失犯罪に属し、または危険性が大きく ない軽微な刑事犯罪に適用する。第二は前科取消の時間である。前科の取消 は、未成年者の刑の執行猶予の検証期間が満了するか、または有罪の宣告後 1年以内である。第三は前科取消の提起である。未成年者またはその代理人 が申請を提出することにより、法院は専門家を派遣して、刑の執行期間にお ける未成年者の態度を審査する。法院は未成年者の態度を審査するとき、主 に未成年者の在籍校、当地の派出所、基層政府の証明資料および労働関係委 員会の教育状況を収集する。第四は前科取消の裁定である。法院は集められ た資料に基づき裁判委員会による討論・決定を要請する。裁判委員会が討 論・決定した後、書面による裁定を下して未成年者の刑事処罰の記録を取り 消し、刑事処罰を受けた法律文言はもはやその戸籍および人事档案に記入せ ず、未成年者は各種の表に記入するとき、もはや「かつて刑事処罰を受け た」という字句を記入しない。第五は訪問監督を重視することである。実施 意見は同時に、前科を取り消すには裁定の方式を用い、原則上は公開しない で行うと規定する。最終的に裁定するか否か、消滅は記録と必要な監督措置 がなければならない。前科取消は厳格に把握し、慎重に処理しなくてはなら ない。前科取消の未成年者に対して不定期に訪問し、前科取消の緩和しすぎ

を防止する15)。

2009年3月、山東省楽陵市の法院およびその少年法廷が大いに推進する下で、楽陵市の総合治理委員会弁公室・法院・検察院・公安局・司法局・人事局・労働および社会保障局・民政局・教育局・共産主義青年団委員会・婦女連合会等の11の機関部門は連合で、道を踏み外した未成年者の「前科取消制度」を推進することに関する「実施意見」と「実施細則」の二つの文書を発行した。この二つの文書の規定に基づくと、「前科」が指すのは、「14歳以上、18歳未満の者が犯罪を実行するとともに、楽陵市法院によって刑に処せられ、かつ、刑は既に執行が終わっている」ことである。未成年者の累犯に対しては、その「前科」を取り消すことはできない。国家の安全に危害が及ぶ犯罪、毒物犯罪、重大な暴力犯罪の首謀者・主犯等の主観上における悪質の程度が深刻な犯罪も、「取消」の限りではない。文書が規定するように、3年以下の有期懲役、拘役、管制、単科刑の罰金、刑の免除に処せられた犯罪未成年者は、刑の執行が終わった後において、その前科は当然永久に消滅し、もし本人または家族の者が申請を提出するなら、市法院の少年法廷は、市総合治理委員会弁公室に報告して「前科取消」証書を発給することができる16)。

上述した活動のメカニズムは、主に、我国の少年法廷が刑事事件の審判過程において探索した成果である。2006年、最高人民法院が独立して編制する未成年者事件の総合審判廷の設立を統一して計画して以来、未成年者に関わる民事事件・行政事件も、既に総合審判廷が事件を受理して審理する範囲になった。少年に関わる民事事件の審判の中では、未成年者事件の各総合審判廷は、いずれも未成年者の最大利益の原則と調節優先の原則を堅持している。特に、養育費および養育関係変更等の婚姻家族の事件では、未成年者の父母の利益と未成年者の利益が衝突するときは、未成年者の合法的利益の擁護を原則とする。同時に、審理過程においては、調停を多く判決を少なくを堅持し、調停を最初に選択する事件処理の方法とする。山東省では、事件の調停率は90%に達し、当事者が判決に従い訴えを止める率は100%に達している。ある未成年者の総合審判廷は、訴訟手続き上の「緊急専用通路」を構築して

いる。上海市の中級法院は、訴訟手続きでは、「速い審査、速い立件、速い 送達、速い移送」を行い、一般には当日立件・当日移送し、事件が立件段階 で滞る時間をできるだけ短縮し、審理の面では、初めに調停、速い審理、適 時の裁判を堅持し、執行の面では、優先執行を堅持する等、までになってい る17)。比較して言うと、未成年者による行政事件の数は多くはなく、関連 する審判の経験の総括もかなり少ない。

③ 中国における未成年者裁判制度の主要な特徴

(1) 各級法院が高度に重視する未成年者裁判制度の改革

未成年者裁判制度が我国で誕生して以来、最高人民法院、各高級人民法院 およびその他の各級地方法院は、いずれもこの制度の改革と絶え間ない発展 を推し進めるよう高度に重視し、積極的に措置を講じている。最高人民法院 は、1994年に少年法廷指導小組を設立し、各地方法院での少年裁判活動に対 する指導を強化した。この後、各省・自治区・直轄市の高級人民法院も少年 法廷活動指導小組を成立させ、各省の法院における少年法廷活動を専門に指 導し、各地の中級法院および基層法院もおおむね指導小組を設立し、管轄区 法院での少年法廷活動に対する業務の指導と審査に責任を負っている。山東 省を例に採ると,全省17の中級法院,147の基層法院では,12の基層法院を 除き、等しく少年法廷活動指導小組を成立させ、少年法廷指導小組の設置率 は92.7%である。その内、23%の少年法廷指導小組は院長を組長とし、少年 法廷活動を重視していることが十分に表れている。

前世紀の90年代以来、最高人民法院の少年法廷指導小組は、数回の全国レ ベルの少年法廷活動会議を次々と組織して開催し、各地方法院の少年法廷に おける活動経験を系統的に総括し、我国における少年裁判制度の絶え間ない 発展と完備を推し進めている。ここ数年来、未成年者裁判制度の改革は、更 に最高人民法院によって高度に重視されている。2009年5月,最高人民法院 院長の王勝俊は、全国の少年法廷の活動状況に関する報告を聴取するテーマ

の会議において、次のように強調している。即ち、未成年者の犯罪が絶え間なく増大し、未成年者の民事における権益保護の任務が絶え間なく重要になっている必要性に基づき、当面および今後の一時期、人民法院における少年法廷の活動は強化するほかなく、弱めることはできない。少年法廷機関の設置をしっかりと強化し、少年裁判の関連する問題に対する研究を強化し、少年法院改革の探索を強化し、調査研究と理論的探索をしっかりと強化しなければならない¹⁸⁾。

(2) 基本的に確立している少年の保護を主とする司法理念

少年司法の領域には、主に、少年の保護と責任という二種類の異なる基本 理念がある。深刻な歴史的変遷を経て、当面の少年司法の理念は、少年保護 の理念と責任の理念が高度に融合し、少年保護の理念を主流とする局面が形 成されている19)。我国では、少年保護を主とする理念は、更に少年裁判制 度が発展する過程全体を貫徹しており、これは主として、多数の少年法廷で は、いずれも「教育を審理の中に置く」という活動制度が既に樹立されてお り、未成年者の被告人に対する教育・感化の活動を事件の審判過程全体に貫 徹させることを表している。山東省では、少年法廷の裁判官は、審判という 中心をしっかり取り囲み、多種類の形式を採用して審理前・審理中・審理後 に未成年犯に対して教育と感化を行っている。 開廷審理の前に,裁判官は, 未成年者、法定代理人、学校の先生・親戚・友人による「開廷前の三者面談 制度 | を通じて、法廷審理による教育のために堅実な基礎を置く。法廷審理 のときは、合議廷は、未成年者に対する教育を終始貫徹し、法廷審理の用語 では、穏やかで親しみやすく、順序立てて善導し、良好な教育援助の雰囲気 を創造するようにして、未成年被告人の心理を転換させる。法廷調査の段階 では、社会調査員が社会調査報告を読み上げ、未成年被告人の成長の経歴と 犯罪原因について分析し、それに対して教育を行い、法廷弁論の終結後には、 合議廷は,事件の審理状況に基づき,公訴人ならびに弁護人および法定代理 人が未成年被告人に対して法制教育を行うよう導き、判決を宣告するときは、 有罪判決を下した未成年犯に対して、合議延は、公訴人・被害者・弁護人・ 法定代理人を組織して法廷教育を共同で行う。ある法院は、それぞれの判決 書の裏側に、いずれも「裁判官寄語」を記入し、裁判文書の説得力と親しみ をいっそう増大させ、審判と教育の目的に到達するよう堅持している。各級 法院が絶え間なく探索し、刷新するこれらの法廷教育の経験とやり方は、未 成年被告人を保護、救済し、その新たな犯罪を避ける上で積極的な役割を果 している。

(3) 具体的な審判活動のメカニズムに待たれる統一と完備

我国における少年裁判制度の樹立と発展の過程において、一つの重要な特 徴は、地方法院の探索を主たる推進力としていることである。最高人民法院 は少年法廷指導小組を成立させたが、実践の中では、多数の裁判活動のメカ ニズムは、やはり地方法院の探索によって行われ、全国人民代表大会または 最高人民法院の「上から下へ」の力に頼っているのでは決してない。地方法 院の探索の過程では、いくつかの新たな審判活動のメカニズムを実施するた めに、また若干の地方の規則・方案等を制定している。例えば、前に挙げた 四川省彭州市の人民法院は、「少年犯『前科取消』試行方案」を制定すると ともに事件の中で実施しており、山東省楽陵市の11の機関部門は、道を踏み 外した未成年者の「前科取消制度」を推進することに関する「実施意見」や 「実施細則」等の規定を連合で発布し、重慶沙区の法院は、判決の一時延期 の制度を推進するために、「未成年の被告人に対して『判決の一時延期』制 度を実施することに関する規定 | を制定し、黒竜江省ジャムス(佳木斯)市 の中級人民法院は、円卓会議の審判を規範化するために、「少年審判廷『円 卓審判』操作規範」を制定している、等々である。これらの類の規定は、各 地方法院と少年法廷の中で決して珍しくはない。しかし、この地方法院によ って制定される文書が法的効力を備えるか否か、およびそれによって規定さ れる内容が合法か否かは、往々にして人々の質疑を惹起することになる。判 決の一時延期を例に採ると、いくつかの地方法院は判決の一時延期の制度を

規定するとともに実施しているが、かなりの数の裁判官と学者は、我国におけるこの制度の実施に対して懐疑的、ひいては批判的な態度を取っている²⁰⁾。

従って、地方法院の探索は、我国で少年裁判の改革と完備を進める過程の中で巨大な貢献をしているが、また不可避的に若干の問題をもたらしていると言うことができる。地方法院の成功した経験を総括した基礎の上に、全国的に統一された少年裁判制度を如何に樹立するかが、我国における少年裁判の改革と完備が努力すべき重要な方向である。

注

- 1) 統計資料は、80年代全体の青少年犯罪の全刑事事件における割合が基本的に増加の 趨勢を呈していることを明らかにしている。1980年は61.2%、1981年は64%、1982年 は65.9%、1983年は67%、1984年は63.3%、1985年は71.3%、1986年は72.5%、1987 年は74.4%、1988年は75.7%、1989年は74.1%である。
- 2) 姚建龍著『長大成人:少年司法制度的建構』,中国人民公安大学出版社,2003年,第 65頁。
- データ出所:最高人民法院ウェブサイト。
 http://www.court.gov.cn/news/bulletin/region/200906010005.htm
 2009年7月18日アクセス。
- 4) 同上,最高人民法院ウェブサイト,2009年8月10日アクセス。沈徳咏「為建立和完善中国特色少年司法制度而努力」、『山東少年審判』第1期。
- 5) 同上。
- 6) 山東省高級人民法院,『山東省少年法庭工作紀実』,2009年8月。以下,山東省に関するデータはいずれも本文による。
- 7) www.snsfw.org/xxlrl.asp?ID = 5393 32k2009-7-24 2009年8月1日アクセス。
- 8) 2003年9月,北京市豊台区の法院は、事件に関わった1名の高級中学生に対して判決の一時延期を適用し、これは北京で初めてであり、全国でも広範囲な関心を惹起した。艾文波「北京首啓暫緩判決制体現対青少年的関愛」、南方新聞ネット掲載。ホームページアドレス:

http://www.southen.com/news/china/gdspcn/200306130610.htm 2009年8月2日アクセス。

9) 2004年9月2日,広州市番禺区の人民法院は、同級生の5000元余りの財物を窃取した17歳の被告に対して判決の一時延期の決定を下し、これは広東省で未成年者を判決の一時延期に処した最初の事件であり、広東省で深い影響が生じている。「広東首次啓

用未成年人犯罪暫緩判決制度」(21世紀新聞ネット掲載)を参照のこと。ホームページ

http://news.21cn.com/dushi/zsj/2004/09/03/1744856.shtml 2009年8月2日アクセス。

10) 2004年12月16日, 重慶市沙坪壩区の人民法院少年刑事審判廷が, 14歳以上で16歳未 満の4名の未成年の刑事被告人に対して「判決一時延期決定書」を送達したことは、 判決の一時延期が重慶で正式な試験を開始したメルクマールである。「重慶嘗試対少年 犯暫緩判決 表現好可定罪免刑」(人民ネット掲載)を参照のこと。ホームページアド レス:

http://www.people.com.cn/GB/shehui/1060/3063523.html 2009年8月2日アクセス。

11) 2004年12月1日, 南昌市西湖区の人民法院は、他の者とぐるになって財物を強奪し た16歳未満で初犯の前科の犯罪歴のない少年劉某に対して、一審で判決の一時延期に 処し、これは判決の一時延期の実施が江西省では初めてであったことから、江西で深 刻な影響を生じている。「江西省首次対未成年人実施暫緩判決」(新浪ネット掲載). ホ ームページアドレス:

http://news.sina.com.cn/o/2004-12-01/08364398371s.shtml 2009年8月2日アクセス。

- 12) 「広東省預防青少年違法犯罪工作簡報」、2007年第17期を参照のこと。
- 13) (3)最高人民法院ウェブサイト。2009年8月1日アクセス。
- 14) 南京市中級人民法院ウェブサイト。 http://www.njfy.gov.cn/site/bak/tpxw-mb a2009050445629.htm 2009年7月25日アクセス。
- 15) 彭州市人民法院ウェブサイト。 http://www.pzfy.org/Article/flyj/ggsk/200802/1320.html 2009年7月25日アクセス。
- 16) 中国新聞ネット。

http://www.chinanews.com.cn/sh/news/2009/03-10/1596514. shtml 2009年7月25日アクセス。

17) 新華ネット。

http://www.xinhuanet.com/chinanews/2009-06/02/content 16683586.htm 2009年8月1日アクセス。

18) 中国法律信息ネット。

http://www.law-star.com/cacnews/200905/260037182.htm 2009年7月25日アクセス。

- 19) 趙国玲・王海涛「少年司法主導理念的困境,出路和中国的選択」,『中州学刊』(2006 年第6期)所収。
- 20) 張東超「"暫緩判決"応下課」、東方法眼ウェブサイト掲載。 http://www.dffy.com/fayanguancha/sd/200501/20050104215142.htm

2009年7月20日アクセス。

王琳「暫緩判決:得不償失的"拯救與関懐"」,正義ネット掲載。 http://www.jcrb.com/pinglun/zbzl/wanglin/200806/t20080614 26992.html 2009年 7月20日アクセス。

執筆者・訳者紹介----

石川正興(いしかわ まさおき) 早稲田大学教授・日中犯罪学学術交流会会長

王 牧(おう ぼく) 中国政法大学教授・中国犯罪学学会長

上田正文(うえだ まさふみ) 財団法人社会安全研究財団専務理事

川出敏裕(かわいで としひろ) 東京大学教授

張 旭(ちょう きょく) 吉林大学教授

中尾克彦(なかお かつひこ) 警察庁生活安全局少年課長

林 維(りんい) 中国青年政治学院教授

小西暁和(こにし ときかず) 早稲田大学専任講師

趙 国玲(ちょう こくれい) 北京大学教授

野澤秀樹(のざわ ひでき) 早稲田大学講師

髙橋正義(たかはし まさよし) 早稲田大学社会安全政策研究所研究補助員

朴 春蘭(ぱく しゅんらん) 早稲田大学大学院法学研究科修士課程

于 佳佳(ゆう じゃじゃ) 財団法人社会安全研究財団研究助手

----(掲載順)

少年非行に対する法的対応

- 第3回日中犯罪学学術シンポジウム報告書-

2009年11月25日 初版 第1刷発行

© 2009 M. Ishikawa

 編
 者
 日中犯罪学学術交流会

 会長石川正興

〒 101-0047 東京都千代田区内神田1-7-8

発 行 所 財団法人 社会安全研究財団 電話 03(3219)5177 Fax 03(3219)2338

http://www.syaanken.or.jp/

製作 藤原印刷

ISBN 978-4-904181-11-9

滋